

平成24年 第2回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成24年6月4日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (15名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
8番 辻一夫君	9番 吉田容工君
10番 植田昌孝君	11番 松本美也子君
12番 小走善秀君	13番 吉川博一君
14番 松本宗弘君	15番 上田幸弘君
16番 竹村和勇君	

---

## 1, 欠席議員 (1名)

7番 竹邑利文君

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 事務局長補佐 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	檜	宏君	教育委員長	森	章浩君
教育長	片倉	照彦君	教育部長	福井	良昌君
会計管理者	小泉	義次君	選挙管理委員会 事務局長	小埜	任啓君
農業委員会 事務局長	住井	康典君			

平成24年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月4日（月曜日）

○開 議（午前10時）

○一 般 質 問

1. 6番 西川六男議員

1. 田原本町の教育を充実するために

- ・平成23年度3月末教職員人事について

どのように総括しているのか

2. 活力湧き出る産業振興のまちづくりをめざして

- ・一過性で終わらせるのか、持続性のある町おこしのチャンスとするのか

—古事記編纂1300年紀事業の取組みについて—

3. 安全・安心のまちづくりのために

- ・通学路の安全確保について

4. 田原本町の町政の最大課題にむけて

- ・清掃工場建設について

1) 事業の進捗状況

2) 清掃工場の稼働までのタイムスケジュール

3) そのタイムスケジュールで協定期限に間に合うのか

万が一、間に合わない場合、どのような対応を考えているのか

4) 御所市で建設することともなう田原本町の廃棄物の収集サービス

をどのように取り組む計画か

2. 1番 森井基容 議員

(1) 予算情報提供について

①町民に向けた、よりわかりやすい本町の予算情報の提供について

(2) 生活道路の安全確保について

①生活道路の通り抜け道路化に伴う車両の速度抑制策について

(3) 責任感の育成について

①通学路問題に関連して

守り育てる保護の視点と自己責任の態度の育成の視点で

3. 9番 吉田容工 議員

1. ごみ減量について

①フェニックスから本町にどのような依頼がきているのか

達成期限はいつなのか

②事業所ごみの分別をどのようにチェックし、促進されるのか

どこまで減らせると見込んでおられるのか

③ごみ削減の目標と具体的な対策、どこまで実現可能なのか

2. 雨水対策について

①専門家が導き出した原因と対策について明らかにされたい

②いつまでに、どのように対応されるのか

3. 学童保育について

①現在の状況とこれまでの対応について説明されたい

②数がそろわないとアクションをおこさないのか

4. ポリオワクチンについて

①ポリオ予防接種を受けておられない子どもさんは何人おられますか

②予防接種費用負担を小学校6年生まで拡充する決意はありますか

4. 3番 森良子 議員

1. 清掃工場建設について

①御所市に清掃工場を建設することについて、町民の理解と合意を得たと思われませんか

②なぜ住民への説明を避けておられるのですか

町民に説明する機会を持つ計画はありますか

2. 防災に強い町づくりについて

①たくさんの住民の協力が必要ではないですか

②住民の協力を得るために、どのような工夫をされていますか

③積極的な住民を顕彰して、意欲を引き出す制度をつくりませんか

3. 防犯灯について

①節電策として防犯灯のLED化を検討されていますか

②LED化に対して補助金制度はありますか

③全町に普及させる決意はありますか

5. 11番 松本美也子 議員

1. 発達障害の児童生徒の支援のために

(1) 読みに困難の子どもたちにとって必要不可欠なデイジー教科書の普及活用について

(2) 学校図書館及び図書館、教育委員会が読みに困難の児童、生徒の学習用に教員や保護者にマルチメディアデイジー教科書のCD版を貸出しできる体制の整備について

(3) 教育委員会、図書館、学校現場の関係各位の皆様にご周知していただくための取り組みについて

(4) 発達障がい者支援のためのサポート手帳（相談支援ファイル及びサポートカード）の作成、配布について

2. 学校図書館整備充実について

(1) 新聞配備、学校司書について、平成24年度予算計上しなかった根拠と今後の取り組みについて

(2) 学校図書ボランティアの養成配置について

○総括質疑（報第5号より議第30号までの14議案について）

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により、順次質問を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

平成23年度3月末教職員人事が行われ、それに伴う校内人事も実施され、各校園では心新たにそれぞれ教育目標に向かって、その取り組みを行っていただいております。

私は次代を担う田原本町の子どもたちの教育を充実させるために、これまでも教職員人事について「地域に根差した教育を進めるため、子どもに寄り添う教職員を1人でも多く確保してほしい」「頑張っている教職員を大切にしたい人事を行ってほしい」、また具体的な人事施策について「法による定数には教諭の確保を」「少人数学級編制30人学級の拡充」等々、私の意見を議会を通じて教育委員会に申し上げてまいりました。

子どもたちの教育に責任を負うべき教育委員会の姿勢は人事に現れると申します。片倉教育長として2度目の人事を実施され、田原本町のすべての子どもたちに責任ある立場の教育長として、この平成23年度3月末人事をどのように総括されているのか、お聞きしたいと思います。

人事は相手のあることでもありますし、子どもの教育に携わる教職員人事の特殊性もあり、ご苦勞いただいたと推察いたしますが、平成23年度3月末教職員人事

を片倉教育長の思いからすれば、総合的に評価して何点ぐらいとお考えでしょうか。

古事記編纂1300年紀事業の取り組みについて質問いたします。

日本最古の歴史書である「古事記」が完成して1300年目に当たる2012年から「日本書紀」の編纂1300年目を迎える2020年までの9年間の期間を、これらの歴史書に関係する兵庫県・鳥取県・島根県・宮崎県などが記念事業の計画を立てて、各種の取り組みを行っておられます。

奈良県は、日本書紀編纂1300年目を迎える2020年までの長期プロジェクト「記紀・万葉プロジェクト」を「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」をキャッチフレーズに、本年から開始されました。このプロジェクトでは次の3つの目標を掲げておられます。

1、奈良県が歴史情報の発信の仕方と、その味わい方の提案に関するリーダー的存在となる。

2、歴史素材の多角的な紹介により、奈良県の魅力の再発見、地域の誇りの醸成につなげる。

3、奈良県への誘客を促進し、顧客満足度を高める。

以上の3つの目標を通じて、魅力的と感じた歴史素材に触れることを目的に、奈良県を訪れてみようという人が増え、またその満足度を高めることによって、リピーター、さらには奈良ファンとなってもらうことを目指す。そのことは奈良県の活性化や地域経済の振興に直結する。そのために今後の構想推進に当たっては、「県、市町村を始め行政関連諸機関はもちろんのこと、企業・地域団体など多様な主体の参画を促し、県民が主役となってさまざまな事業を企画・実施する」と「記紀・万葉プロジェクト」では述べています。

その取り組みの一環として、古事記や日本書紀の編纂にかかわった人物や物語の舞台を歩くモデルルートを提案しています。

ホテル日航奈良は、いち早くこの取り組みに参加し、ヤマトタケルが「大和は国のまほろば」とたたえた石碑が建つ「山の辺の道」を歩く宿泊パックを販売したところ、古社詣で恋愛力アップを願う女性、平城遷都1300年祭で奈良に関心を持った歴女、さらに山ガールなど、女性の予約が殺到しているそうであります。ホテル日航奈良はコースも変更してリピート率をさらに高めたいと考えているそうであ

ります。

また、古事記に登場する神話の多くは山陰地方が舞台です。島根県の「ヤマタノオロチ」や、鳥取県の「因幡の白兔」などが有名です。

この2つの県は、古事記ゆかりの地を「パワースポット」と位置づけ、若い女性にアピールしており、縁結びスポットとして、認知度の高い出雲大社などには全国から婚活中の女性が訪れております。

7月21日から11月11日には「神話博・しまね」、10月1日から12月31日は島根県、鳥取県、JRグループで「山陰デスティネーションキャンペーン」を実施し、集客に力を入れる計画を立てています。宮崎県も神話の宝庫で、神話をベースにしながら縁結びスポットを巡る「宮崎恋旅」を提唱し、若年層の女性グループやカップルの支持を得ています。このように古事記を活用したキャンペーンは女性の関心を引いています。

また、奈良県では天武天皇の命を受け、さまざまな物語を誦み習ったとされる、稗田阿礼を祭っている売太（めた）神社のある大和郡山市でも古事記1300年紀事業のシンポジウムや、踊りのグループによる「阿礼祭」「因幡の傘踊り」、小学生による阿礼をたたえる神楽「稗田の舞」など、大規模なイベント・行事などに大和郡山市を挙げて取り組んでおられます。このようにどの県や市町村もこの機会を、いわゆる町おこしのチャンスとしてとらえておられます。

ところで、高取町では旧城下町の土佐街道で、この3月に第6回「町家の雛めぐり」が開かれました。

雛めぐりは住民グループ「高取土佐街なみ天の川計画実行委員会」が毎年開催し、町並みにある各家が3月の1カ月間、雛人形を飾って観光客と交流しています。

今年は観光バスが日に15台と増え、3月の1カ月で昨年並みの約4万600人が来られ、来場者アンケートの分析結果から7,700万円の経済効果があったとみられております。

実行委員会代表の野村さんはイベントの成果に手ごたえを感じ、「町を出た若い人が再び戻りたいと思う活気のある町を皆さんと一緒に作り上げていきたい」と抱負を述べておられます。

田原本町を「活力湧き出るまちづくり」を目指す寺田町長として、古事記から日

本書紀の編纂1300年目のこの9年間を一過性のイベントで終わらせるのか、それとも持続的な町おこしのチャンスととらえるのか、「太安万侶ゆかりの地」という歴史的事実の願ってもない好条件を持つ田原本町として、どのような具体的戦略をお持ちなのか、お示しいただきたいと思います。

通学路の安全確保について質問いたします。

京都府亀岡市で無免許の少年が運転する軽自動車が集団で通学登校中の児童と保護者の列に突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負うという事故や、千葉県館山市で通学途中の児童を襲った事故が発生するなど、全国で同様の事故が多発しており、保護者から「田原本町の通学路は安全か」と心配する声を多くいただいております。

文部科学省の「学校安全の推進に関する計画」の資料によりますと、登下校中の交通事故で負傷した全国の児童・生徒数は、平成22年度で8万3,327人、死者は平成23年度で155人にも及んでいます。ハード、ソフト両面からの対策は急務な状況です。

このように登校中の児童が死傷する交通事故が全国で相次いでいるのを受け、奈良県教育委員会は4月24日、各市町村教育委員会に対して、通学路の安全確保に引き続き取り組むよう呼びかける通知を出しました。田原本町教育委員会としても、この通知に基づく指示を各校園にされました。県や県警、各自治体でも、通学路の安全確保などへ向けた動きが出ています。

2012年4月25日の朝日新聞デジタルに次のような内容の記事がありました。

「現在奈良県内の通学路の安全対策が進んでいるとは言い難く、県道路交通環境課が2007年から2008年に調べた歩道の整備状況によると、県が管理する道路の歩道整備率は25%で、全国平均の41%より大幅に低い状態になっています。通学路になっている道路209キロのうち歩道がない道は87キロに及ぶ」。奈良市教育委員会の担当者も「今回のような注意しても防ぎようのない事故の場合、どのように子どもたちを指導していいか悩ましい。すべての通学路にガードレールや防護柵をつけてもらうなど、ハード面の対策を進めるしかないのでは」と話している。

奈良県は昨年の夏から各市町村教委にアンケートを送り、早急な対策が必要な場所の洗い出しを進めている。その結果を検討し、路肩に色を塗って目立つようにし

たり、側溝にふたをして道の幅を広げるなどの対策に取り組む予定であると朝日新聞デジタルは伝えております。

国も平野文部科学大臣が、「学校の通学路の安全確保に全力を尽くす」との緊急メッセージを出し、文部科学省として関係大臣と協力・連携し、通学路の安全確保に全力を尽くすとしておられます。

そして今後5年間にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにする「学校安全推進に関する計画」を4月27日に閣議決定し、通学路における歩道の整備や、スクールゾーンの設定なども安全確保の方策として掲げています。

このような動きの中で田原本町教育委員会が行われた通学路の危険箇所の調査について、各校園から何カ所の危険場所が上がってきたのか、またどのように危険な状況なのか、その調査内容について報告をいただきたいと思います。そして、具体的に通学路の安全確保のために、子どもたちを守るための対策をどうするのか。教育委員会の方針をお聞きしたいと思います。

4つ目に、清掃工場建設について質問いたします。

平成23年11月に開催されました臨時会の「五條市の加入について」の議案に対する議会の採決の結果や、その後の事務組合の取り組みを通して、清掃工場建設について事業が進んでいることと推察いたします。

そこで質問します。清掃工場建設にかかわる事業の現在の進捗状況。今後の予定について清掃工場の稼働までのタイムスケジュール。そのタイムスケジュールで6カ大字との協定期限に間に合うのか。万が一、間に合わない場合どのような対応を考えているのか。御所市での建設に伴い、田原本町の廃棄物の収集サービスをどのように取り組むのか。

以上。再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 6番、西川議員の第1番目、「田原本町の教育を充実するために」の「平成23年度3月末教職員人事についてどのように総括しているか」のご質問にお答えいたします。

県教委の教職員人事異動方針を踏まえ、町内各学校の教職員組織の充実と均衡を図る適材適所の人事配置に努めてまいりました。それとともに教育水準の向上と教職員の意識改革を目指して長期勤務者の積極的な異動も推進し、3月末の人事異動を決定してまいりました。

異動方針の管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の登用を図ることの対応につきましては、町内の40歳の教諭を県教委学校教育課指導主事に、47歳の教諭を町内の教頭に登用いたしました。また、同一校における10年以上の長期勤務者の積極的な異動を推進し、本町の長期勤務者26名のうち14名を異動させ、本町の長期勤務者の割合は6.7%になりました。さらに、今回の異動で若さとフレッシュな力を持った新規採用教員をほとんどの学校に1から3名配置いたしました。

新風を送り込むことでベテラン教員に刺激を与え、若手とベテランがともに切磋琢磨し、学校が活性化することを図っています。

最後に、3名の新校長は、田原本町在住で町立学校の教頭が2名と、田原本町教育委員会の指導主事で、地域に根差した教育を進めるためにふさわしい人材であると考えております。

なお、今回の教職員人事で出ました課題は、「人事は4月から始まる」と言われるように、解決に向けて早い時期から鋭意努力してまいり所存でございますので、今回の人事を点数化することは控えさせていただきます。

次に、第3番目「安心・安全のまちづくりのために」の「通学路の安全確保について」のご質問にお答えいたします。

通学路の交通安全対策につきまして、本町では従来より標示板の設置や歩道の整備等に努めてきたところであります。4月23日に京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に乗用車が突っ込み、児童と登校に付き添っていた保護者が死亡するという痛ましい事故を受けて、直ちに臨時の校園長会を開催し、通学路における危険箇所の再点検を実施したところでございます。

危険箇所につきましては、幼稚園48カ所、小学校87カ所、中学校14カ所で、内容といたしましては、道路の拡幅・ライン・ガードレール等が67カ所、横断歩道・信号機・車両規制等が56カ所、標識・カーブミラー・歩道橋等が20カ所、

その他6カ所であります。

その中でも緊急に通学路の安全対策を講ずる必要のある箇所につきましては、町担当部局より今議会に交通安全対策事業費として補正予算300万円を計上し、早急な対処を行うことにしております。今後も危険箇所点検に努め、計画的な整備を図ってまいります。

なお、各幼稚園、小・中学校においては、児童・生徒の交通安全指導及び事故、災害を防止するための指導の徹底、安全確保のための点検と、万一の事故、災害に備えた安全管理の徹底を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） それでは第2番目「活力湧き出る産業振興のまちづくりをめざしてについて」のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「一過性で終わらせるのか、持続性のある町おこしのチャンスとするのか―古事記編纂1300年紀事業の取組みについて―」のご質問にお答えをいたします。

平成24年は「古事記」が編纂されて1300年という節目の年に当たります。本町では、この1年は「古事記」と「太安万侶」にターゲットを絞り、昨年設立されました「田原本古事記1300年紀事業実行委員会」を中心に、町内各種団体との協働により多様な事業を展開する中で、「古事記のふるさと田原本と太安万侶」を広く知らしめるため、町内外を問わずインターネット等あらゆる媒体を活用し、「多神社」を始めとした「太安万侶」や「古事記」ゆかりの地等の歴史資産を活用しながら、だれもが「古事記」を身近に感じ、味わうことができるものとし、特に「古事記」をおもしろく、楽しく、さらにわかりやすくするために「記念フォーラム」の開催や、古事記を編纂した偉業をたたえるため「やすまるさんへのメッセージ」コンテスト、さらに、ウォーキングイベントを大和郡山市との共同事業として、「多神社」「売太神社」等の古事記ゆかりの地を巡るイベント等を計画しており、こういったものを町の活性化や観光振興につなげてまいりたいと考えております。

さらに、この事業は県の「記紀・万葉プロジェクト」と連携を図りながら、一過

性で終わることなく、地域に密着した取り組みとすることや、旅行会社等との連携も強化し、観光客の受け入れやPR活動を強化し、訪問したいと思える魅力ある観光地づくりに向けて、観光資源を生かし、効果が持続するイベントを今後とも展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 上田 繁君 登壇）

○総務部参事（上田 繁君） 第4番目の「田原本町の町政の最大課題にむけて」、「清掃工場建設について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「事業の進捗状況」のご質問でございますが、御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入につきまして、早期再編成を目指し、事務的打ち合わせを行っております。

建設予定地の関係自治会から建設同意を得た上で、組合形成に取り組むよう要望があることから、早期同意に向け、交渉を進めているところでございます。

第2点目の「清掃工場の稼働までのタイムスケジュール」、第3点目の「そのタイムスケジュールで協定期限に間に合うのか。万が一、間に合わない場合どのような対応を考えているのか」のご質問でございますが、今年1月下旬に環境衛生事務組合と五條市とで循環型社会形成推進地域計画書を国に申請し、新施設建設に向けて取り組んでいます。

また、地元6カ自治会と締結いたしました操業期限までに新施設稼働を目指しておりましたが、事務組合の枠組みの変更や建設予定地関係自治会との協議等に不測の時間を要し、操業開始が遅れることも見込まれることから、処理方法等につきましては議会とも協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

第4点目の「御所市で建設することにもなう田原本町の廃棄物の収集サービスをどのように取り組む計画か」のご質問でございますが、現在の収集サービスを維持しながら、御所市へ運搬することが最善であると考えております。

しかし、本町から御所市までの往復の運行時間がかかることから、これまでほぼ午前中に終わっていた収集業務が午後になる場合も考えられますが、1日の業務時間の中で住民サービス低下にならないよう収集体制を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございました。

教職員人事につきまして、教育長のほうから具体的な人事の取り組みの内容を含めてご答弁をいただきました。大変ご苦勞をいただいたと思います。

しかし、教育は人にあると思います。先ほどの答弁の中にもありましたように、世代交代が教職員の中では大きく起こっておるわけですが、その中で、1人でも子どもに寄り添う、そういう優秀な、言葉に語弊があるかもしれませんが、優秀な先生を田原本に確保していただければありがたいと思います。今後とも田原本町の教育のためにご奮闘をお願いしたいと思います。お願いします。

さて、通学路の安全確保について教育委員会から田原本町における調査の結果について、その実態のご報告をいただきました。

そこで、これをもとにして質問したいと思います。この教育委員会の報告を受けて、田原本町としてどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

ご存じのように、京都府亀岡市で小学生の列に軽自動車が突っ込み10人が死傷した事故では、小学2年生の7歳の女の子と、付き添っていた同じ小学校に通う児童の26歳のお母さんが死亡されました。そのお母さんは妊娠中で26週の胎児も助かりませんでした。さらに、小学3年生の8歳の女の子と小学1年生の6歳の男の子が重体、6人の小学生が重軽傷を負ってしまいました。

日本の将来を支えてくれるであろう子どもを1人でも、このような形で失うことは、少子化が進む中で、ある意味では国家的な損失でもあろうかと思えます。そのような事故を田原本町で起こさせないために、財政事情が大変厳しい中であっても取り組まなければならない施策は最優先的に実施しなければならないと私は考えます。とりわけ町民の皆様の安全・安心のまちづくり、これは重要な施策であります。その中でも次代を担う子どもたちの命を守る通学路の安全確保は最優先すべきだと思います。

例えば、東小学校に通学する私の地元であります味間から笠形への道路につきましては、檀原から天理・奈良への抜け道になっておりまして、縁石やガードレールがなく、人が歩くための歩道幅は人、1人分があるかなしかの細い白線の引かれた

わずかな幅のみになっております。雨が降ったときには傘を差して1列に歩いている幼稚園、小学校の子どもたちの横を通勤の車やトラックがスピードを出して、水しぶきを上げながら走っている状態で、事故がないのが不思議なぐらいです。これまでも幼稚園、小学校、そして自治会からも再々町のほうに要望を出しております。

この道が事故が多いことは、笠形の交差点に信号を設置したり、赤線で舗装した交差点、これを設置していただきましたことから十分危険性をご認識いただいていると思います。

先日、地元の自治会として、天理・奈良方面の抜け道になっておりまして事故が多発しているので、にこにこ農産物直売所、これの東側の県道と町道の交差点に信号を設置していただきたいと、住民の皆様の署名を添えて田原本の警察署長さんに要望にまいりました。その際の話では、「警察としても味間・笠形の町道にガードレールを設置するなどの安全対策、これは必要な実態であることは認識している」とのお話をいただきました。

私の住んでいる地区の例を挙げましたけれども、田原本町全体にもこのような多くの危険な場所があると考えられます。

先ほどの回答では、幼稚園、小学校、中学校を通じて、教育委員会が危険な通学路の点検をされ、またその調査や自治会の要望などに基づいて、田原本町として歩道の設置や拡幅、縁石の設置、側溝のふたかけ、ガードレールの設置など、具体的な対策を考えて、その財政的な裏付けを行い、事故が起こらないうちに子どもたちを守る取り組みを早急に行うべきだと私は考えます。

田原本町として、今回通学路の安全確保のために交通安全対策事業費として提案されている300万円の補正予算は、まずその手始めと理解いたしますが、亀岡市のような事故を起こさないために、具体的にいつから、どのように田原本町として取り組むのか、そのお考えをお示しいただきたいと思います。

先ほどの清掃工場の答弁について、このあと、また特別委員会等でご論議なさると思いますが、ちょっと基本的なことだけ2点、答弁に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、進捗状況、あるいはタイムスケジュールについて回答をいただいたわけですが、その回答では、田原本町としてタイムリミットがあるわけですが、

その当初の予定よりもスムーズに進行していないように思います。

その理由として、先ほどの答弁では五條市参入にかかわる建設予定地の関係自治会から建設同意を得た上で組合形成に取り組む云々という答弁をされておられますけれども、現時点で地元自治会から五條市の参入も含めて同意を得ていないというふうに理解しているのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

それからもう1点ですが、この事業というのは、私も再々議会で申し上げておりますように、田原本町としては町最大の事業であります。建設費も約9.1億円の大事業でありますし、期間も25年から30年間の長期にわたるわけです。今、進捗状況等ご答弁をいただきましたが、私に議会でご説明をいただきましたけれども、町民の皆様への説明が少ないのではないかなと私は感じております。

これまでこの問題について、田原本町広報の2011年3月号の「町長日記」及び4月号に掲載され、町長のほうからこの問題について皆様に説明されて以来、この1年間の間に清掃工場建設を巡るいろんな動きがありました。またマスコミにも取り上げられましたが、町民の皆さんが大変ご心配というか、ご意見をお持ちでございます。町民の皆様に説明するのが私は不足しているのではないかなと思います。

寺田町長は、町民の皆様が納得し、共有できるまちづくりを目指しておられます。私としては町民の皆様に、できれば住民説明会、あるいは自治会の代表である田原本町連合自治会などに、寺田町長から積極的にご説明をされたほうがいいのではないかと私は考えます。この点について、ほかの議員のほうからも、このあと質問されますが、私としても、ぜひ町長にどのようにお考えになっているのかお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長、先ほど教職員のことで、再度、西川議員がお願いと言いましたけども、はっきりと答えをもらいます。お願いするところではありませんので。（「はい、わかりました。そうですね」と西川議員呼ぶ）

本会議ですのでお答えを願えますか。教育長。

○教育長（片倉照彦君） 教職員人事につきましては、先ほど答弁いたしましたように、今も来年度に向けて、この年度末に向けて今から取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 西川議員、町長に答えてもらいます。（「はい、お願いしま

す」と西川議員呼ぶ)

町長。

○町長（寺田典弘君） はい、ありがとうございます。

答えられるところについては、お答えさせていただくんですけども、具体的な地元自治会、議会等、まだ特別委員会でご報告をさせていただいていない関係で、なかなかこの場でお答えするのは難しいかと思います。

ただ、二元代表制を日本国はとっておりますので、そういった関係で、まず委員会のほうに報告をさせていただいて、その了解を得た中で、また本議会のほうにもしっかりとした形で報告をさせていただきたいと思います。

同様に、住民の皆様についてもそうではございますけれども、議会の皆様のご承認をいただいたものだけを町民の皆様方に具体的に説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議員お述べのように、五條市が参入がするという事でタイムスケジュールに遅延を生じているのは事実でございます。それにつきましても今後のスケジュールも含めて、皆様方のご理解を得、また広報等で住民の皆様方に周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 私、先ほど2番目に質問いたしましたけれども、町として交通安全対策、その対策をどういうふうにとるのかということのご答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 西川議員、3度目になりますよ。もうほかはよろしいですか。

（「もう結構です」と西川議員呼ぶ）

教育委員会もよろしいですか。（「もう結構です」と西川議員呼ぶ）

産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 町の考え方としてはということでございます。

町の路線につきましては、約1,169路線ございます。延長約262.62キロメートルございます。カーブミラー設置数は約1,146カ所ございます。その中で、今おっしゃっていただいております学童が通園、通学されている道路がある

わけでございます。

今回、重複部分も含めまして調査していただいたところ、これらを踏まえまして、公安委員会、警察署、教育委員会等、連携をとりながら、緊急性の高いところ、また工事施工に関し、地元の協力を得ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

3月議会におきましては、毎年、次年度予算の審議及び採決が行われております。その結果を、本町においては概要として町の広報紙にて町民の方々に情報提供していただいております。それに関連して、町民に向けた本町の予算情報の提供についてお伺いしたいと思います。

本町では、本年度分の予算の情報提供については、広報4月号にて概要が7ページにわたって掲載されておりました。主な事業についても予算額とともに内容説明もきちんとなされておりました。また、一般会計予算については、住民1人当たり29万7,903円の負担となる予算であるとの説明もあり、4人家族であれば120万円弱の負担となることも、すぐに計算できるようになっております。大変工夫いただいた内容であると思います。

また、広報紙に掲載するのであれば、この程度のスペースが妥当であるのかとも思いますが、どれだけ多くの仕事を職員の方々がしておられるのか。またどの部門にどれだけのお金を使っているのか。町の財政状況に対する細かな説明等々、もっとわかりやすく知らせていく姿勢があってもいいのではないかと考えます。

もっと詳しく知りたい方向けに予算書の閲覧についても書かれておりますが、予算書を見るにつけても、その見方には慣れも必要であり、どなたにもわかりやすいかと言いますと、少し疑問符がつくのではないかと思います。

ところで、北海道のニセコ町では町民向けに予算説明書として「もっと知りたいことしの仕事」のタイトルで、150ページから200ページにも及ぶ冊子を作成

されておられます。

ごらんになったことがあると思いますが、それぞれの事業や経費について整理し、まちのすべての仕事について細かに、わかりやすく説明がなされております。財源についても説明されているものも多く、ここで借金をしているのだなであるとか、国から来るお金がどれだけ占めているのかなど、大変わかりやすいものとなっております。資料編や暮らしの情報編も大変よくまとめられ、わかりやすくなっております。

これだけの冊子を最初につくったときには、大変な労力と工夫があったのだろうと想像いたします。

そこでお伺いいたします。本町では、町民に向けた予算情報の提供について、広報紙での現状のお知らせ以上のものとして、エネルギーは要りますが、ニセコ町で作成しているような冊子をつくり、情報を提供していくお考えはございませんか。お答えをお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。住民の方からの声として「生活道路が通り抜けのために利用されるようになって、大変危険な思いをしているんだ。何とかならないか」というような内容のことを聞く機会が増えてまいりました。

通り抜けに利用する車両は、概して狭い道路であってもスピードを出していたりするものであります。一般住民はもとより、高齢の方、通学児童・生徒、幼児等、安心して生活していくには大変危険な状態にあるかと思えます。

そこでお聞きいたします。速度抑制のために、町の管理道路について現状ではミラーの設置や白線を引くなどの工夫をいただいているわけですが、さらに一歩進めて、音の鳴るラインであるとか、交差点におけるかまぼこ型の道路をつくっていくとか、視覚に訴えて高低差があるように見せるマークの設置等、さまざまな方法があるかと存じます。これらについてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問に移らせていただきます。京都府亀岡市や千葉県での通学途中の事故等に関連して質問をしたいと思えます。

事故の多発とともに、住民の方からも本町の通学路の安全性に危惧を抱く声などもよく聞くようになりました。通学路の安全性についての点検も実施され、安全確保に努めていただいているものと思えます。

ところで、先ほどのような防ぎようがないとも言える今回の事故は痛ましいことこの上ないのでありますが、日常の本町の子どもたちの通学形態を見ますと、小学校では集団登校であり、保護者等も見守っていただき登校している現状にあります。中学校へいきますと個人単位での登下校となります。通学での安全教育や命の大切さについての教育も小中学校を通じて実施されているものと思います。

ただ、現実の登下校の様子を見てみますと、特に中学生においては数名の友達同士で道路幅いっぱい横並びして談笑して歩く姿や、車や自転車が後ろから来てもなかなかよけない姿等もしばしば目撃されます。

自転車通学ではヘルメットをかぶっていなかったり、並列走行する姿であるとか、中には携帯電話で通話をしながら走行する場面に出くわすこともあります。並列走行や横並びで歩くことに対する危険性の認識があまりに稀薄なのではないかというふうに思います。

これらのことは、いずれも学校が推奨する登下校の姿でないことは言うまでもありませんが、本人たちの安全に対する意識、自分の命を守るという意識の稀薄さの表れではないかと思います。

ということは、我々大人が今までやってきたことは見守り、また保護の方向に偏り過ぎていたのではないか。自分の命を守るのは最後は自分自身であることを認識させる教育が少な過ぎた結果、現状を生み出しているのではないかというふうに考えるのであります。

そこで質問いたします。「自分の命を守る」教育は、どのように取り扱われていますか。お教えてください。

子どもたちを守り保護するという視点と、自分のことを守るのは自分である、自分の命を守るのは自分自身であるとの視点、子どもを育てる視点としては両輪とも言うべきものではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上、お答えいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。再質問は自席でいたします。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 1番、森井議員の第3番目、「責任感の育成について」の「通学路問題に関連して、守り育てる保護の視点と自己責任の態度の育成の視点で」のご質問にお答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、先ほどの西川議員にお答えしたとおりでございます。

自分の命を守る教育につきましては、本町の「学校教育の指導方針」で、「今日的な教育課題への対応」の1つとして「安全教育の充実」を掲げ、危険から身を守るために、危険予測の能力を高め、危機回避の力を身につけられるよう実践的な安全教育の充実を図るよう努めています。

学校では、道徳や学級活動及び総合学習の時間で「自分の命は自分で守る」など安全教育の授業を行っております。

中学校では、自転車通学の生徒もいますことから、自転車の安全運転の実技指導と、ヘルメットを正しく着用し、交通ルールやマナーを守ることが自分の命を守ることにつながることを田原本警察署の交通安全指導員から直接指導していただいております。

しかし、残念ながら議員がご指摘のような交通ルールやマナーを守らない生徒がいるのも事実で、地域から登下校の状態が悪いという情報が入ることがあります。その折には、該当地区の生徒を集めた交通安全指導を実施し、再発防止に取り組んでおります。

今回の京都府や千葉県事故等を教訓として、日常生活のすべての場面で、自らの危険を予測し、その危険を回避する能力を高める安全教育をより一層充実させ、「自分の命は自分で守る」生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第1番目、「予算情報提供について町民に向けた、よりわかりやすい本町の予算情報の提供について」のご質問にお答えいたします。

現在、本町における予算情報の提供については、議員お述べのとおり、毎年「広報たわらもと」4月号で巻頭の特集として7ページから8ページ程度の紙面を用い

て、新年度予算の事業概要等を掲載しております。このほか本町公式ホームページにおいても決算等の財政情報とともに公表しており、町民の皆様方によりわかりやすい情報提供ができるように創意工夫し取り組んでいるところでございます。

しかしながら、確かに議員がおっしゃいますとおり、ニセコ町の資料「もっと知りたいことしの仕事」に比べますと、私どもの資料は、まだまだ改善の余地はあると実感しているところでございます。

ニセコ町の資料は平成7年度から発行が始まり、ニセコ町の名を全国的に有名にしたもので、現在では、このような予算説明書資料を作成している自治体が増えてきており、県下でも今年5月、奈良市で20ページ程度の「平成24年度 奈良市のわかりやすい予算書」を作成され、公式ホームページに掲載等をされているところでございます。

ご質問のニセコ町で作成しているような冊子をつくり情報提供していくことにつきましては、現在のところ冊子の作成は考えておりませんが、今後、先進地自治体の事例等を参考に、本町の実情に適した、よりわかりやすい予算情報の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第2番目の「生活道路の安全確保について」、「生活道路の通り抜け道路化に伴う車両の速度抑制策について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、町内の生活道路が主要道路から主要道路への通り抜けとなっている道路でございますが、スピードを出して走行される様は危険極まりないと思われまます。また、集落内の道路につきましては、通学路であり、曲がり角から不意に飛び出しも懸念されているところでございます。

交通安全対策につきましては、公安委員会による車両の通行規制等、法的に拘束する手法と、視覚に訴える標示や、あえて段差をつけて走行しにくくするように人間の感覚に訴えて速度を抑制する手法等、大きく2つに大別できると考えています。

住民の生活と密接にかかわっている道路について規制を行えば、生活に支障が出

ることも懸念され、簡単に規制等はできるものではございません。田原本町の対策として行えるのは、道路標示や警告板等で試験的に笠形・黒田地区町道交差点において赤色舗装を施し、状況を見て効果の検証をしております。

対策を行う場所につきましては、現場の警察官等、専門家の意見を聞き、付近住民の意向を反映し、その場所に合った規制や標示等を考慮した上で施行しているところでございますが、今後も個々の現場に合わせた適切な交通安全対策に取り組んでいく考えでございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ご答弁ありがとうございます。

ご答弁いただいた順で、もう少しお聞きしたいことがありますので質問をさせていただきます。

子どもの通学について意識づけと言うんですかね、そういうものが最も重要であって、何時間授業したから全部できるんだということではないというのは言うまでもありません。全員がそれでできるのならば、100時間でも200時間でもすればいいわけですから、どうやったら徹底できるんだろうと。

結果として、ノーヘルであるとか、夕方走っても無灯火で走っているとか、一旦停止しないで飛び出てくる、これは大人も言えることではありますが、そのような子どもなり、大人なりがたくさんいるということは、学校教育においてそのことを徹底できなかった、一つのあかしかもしれないなというふうに思います。

このような指導をしていく中で、そこでお聞きするんですけども、従来は人は信ずべきものであるとか、信ずるべきであるとか、いろいろ性善説に基づいて指導してきたように思います。特に最近報道される脱法ハーブ吸引で暴走する車両等が見受けられ、事故に遭われる方もいるわけですね。遅かれ早かれ奈良県内でも、そのようなものが出てくる可能性もあると。

そうすると、自己の判断能力を失った者が車両を運転しておるケースがあると。そうすると何かこう後ろから来ても、絶対引かれたいんだと思って動いているのか、それとも、いつ何が来るかもしれないというふうに思って行動するのかでは、大いに違いがあるかと思えます。

そこで性善説のみではなく、性悪説もある意味取り入れた指導を、学校教育ではしにくいかとは思いますが、教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

2つ目、予算情報の提供に関連して、ニセコ町で作成しているような冊子については、すぐには無理だというお答え、予想はいたしておりましたが残念であります。広報での今後扱うページを増すとか、もしくは内容をより充実させると言うんですか、そういうふうな方向で検討していただきたいと思うわけですが、例えばニセコ町の冊子では、公営住宅の改良事業というのが7, 248万円です。総額それだけなんですと言いながら、財源内訳として国の交付金はそのうち3, 190万円出ます。町の負担は4, 058万円です。括弧して、うち借金、町債が3, 690万円ですというふうに示されております。

本町の財政も非常に厳しいということについては、本年度の広報紙の1ページ目の分にも「経常収支比率は依然として高く、償還のピークを過ぎた公債費もいまだ高い水準にあり、財政の硬直化傾向にあることには変わりありません」と、こういうふうに書かれています。

自由にやりたいことができない状況にある。そういう状況の中では、町民の皆さんにも国のお金をこれだけ利用してやっているんだとか、いろんな面で理解を求めらるのに財源を示していくことも重要ではないかというふうに思います。

すべてとは言いませんが、目玉になる事業であるとか、特色ある事業については、特にそういうふうな財源を示した資料を町民の皆さんに示されることを希望するわけですが、そのような方向で予算情報の提供を今後考えていただけるかどうかについてお答えいただきたいと思います。

次に、生活道路の安全確保という面では、試験的に笠形・黒田地区で、町道交差点において赤色舗装を施しておられると。それで効果の検証をしているところだというふうにお答えいただきました。

それはちょっとどのようなものか、私自身が見た覚えがありませんので、それについての詳しい説明、色のみであるのか、路面にも変化をさせておられるのか、いろんな工法があるかと思えます。それについて、もう少しご説明をお願いしたいというふうに思っています。

地域の方々からの相談や要望に応えながら、いろんな工法があつて一長一短があ

るかとは思いますが。ただ地域の方とも相談しながら、町としても、より低コストで、より効果の得られる方法を見つけていただいて、相談していただければと思うんですが、そういう相談に乗っていただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。それについてもお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 議員が今お述べになりましたように、安全教育につきましては、ある特定の教科であるとか、また、あるこの時間であるとか、この場面だけで到底指導できるものではないということを認識しております。あらゆる教育過程を通じて、子どもたちに指導を徹底してまいりたいと思います。

それから指導するときに、先生方がこの指導について、根気よくと言うんですか、命を守るためには、この指導が大事だということを根気よく指導していただくように、教育委員会からもそのことを学校のほうに指導してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 先ほどのご意見ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、ニセコ町ではそういうような詳しい説明がされております。本町につきましても、できる限り、議員おっしゃいました財源内訳、それとか財政状況に合わせたような資料を踏まえて、今後先進地の自治体の事例を参考といたしまして、広報、ホームページの内容を充実させることを取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 笠形と黒田の道路でございますけれども、今現在、交差点のところは赤色で塗っております。それとあわせまして何メートル先か忘れましたが、赤い線をちょっと渡しまして、それでドッドドッと音が鳴って、それで交差点に進入するというふうに対応をさせていただいております。それと手前にはもちろん看板も設置しておるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。何メートルかきっちり答えないと。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時02分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 前後30メートルでございます。それにつきまして、あとは順次また相談に乗りまして、それから対応していきたいと今思っているわけでございます。

それと先ほどのもう1点でございますけれども、窓口につきましては土木管理課がございますので、そちらのほうへ相談を投げかけていただきましたら、私どもでまた責任をもって、私どもの職員が聞き取りをやりまして、また相談に乗って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） 今お手数をとらせたくはなすけれども、そういう実験的なことをしていただいているということなので、検証結果につきましては、よいものであれば各所に広げていくようにしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。その点だけ最後にお聞かせいただいで、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほどの交差点の件でございますけれども、ここにデータがございまして、これらの件でございますけれども、一応、平成22年につきましては事故が8件ございました。それが平成23年以降になりましてから今のところ、舗装をやってからゼロという結果が出ております。これは、これから先考えていくのはどうかというこゝも検討してまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは通告に基づきまして、議長の許可のもと質問させて

いただきます。本日は4点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1番目、ごみ減量についてです。

毎日、各家庭、事業所では、たくさんのごみが出ます。そのごみを週に2回収集していただき、目の前からなくなると安心します。私などは、これでごみ処理が終わったと思ってしまいます。

ところがごみ処理はここからが大変です。収集されたごみを長時間かけて焼却し、焼却灰を最終処分場に持ち込んでやっと終わります。ところが今、最終処分場の容量が問題になっています。全国的に一般廃棄物最終処分場の残余年数は2010年度集計で19.3年です。本町がお世話になっている大阪湾広域臨海環境センター（通称フェニックス）では、昨年1月に「近年、搬入量の増加が著しく、現状の搬入が続けば平成26年度中には計画量に達する見込みであり、それ以降は受け入れができない状況となります」と表明し、民間産業廃棄物の持ち込みを平成26年度には平成21年度実績の3割減にするよう求めています。

そこで質問します。フェニックスから本町にどのような依頼が来ているのか。達成期限はいつなのか。答弁を求めます。

本町のごみ量は平成21年度の数字で見ますと、1人当たり370キログラム、内訳は家庭系ごみ251キログラム、事業系ごみ119キログラム。1人1日当たり1,013グラムです。県下で多いほうから7番目です。全国平均1人1日当たり976グラムと比べても多いほうです。言い換えると、まだまだ減らすことができるということではないでしょうか。町はどのように減らそうとされているのか、気になるところです。

1月の広報に、「事業所のごみの減量・分別を徹底しよう」と書いてありました。事業者に対して、缶・ビン・ペットボトル、段ボール、古新聞・古着、新聞・紙パックを分別してリサイクルを進めると提案されています。

そこで質問します。事業所ごみの分別をどのようにチェックし、促進されるのか。どこまで減らせると見込んでおられるのか。答弁を求めます。

ごみ減量対策は、循環型社会形成推進基本法で、適正処理、リサイクル優先から、環境にできるだけ負荷をかけない物質循環の方向に大きく転換されました。具体的には、第1にリデュース（ごみを発生させない）、第2にリユース（再使用、再利

用を重視する)、3番目にリサイクル(再生する)と優先順位が決められています。積極的な自治体では再利用食器を推進する、食品残渣や剪定枝を資源化する、紙類を資源化するなど積極的に取り組んでおられます。大切なのは町の姿勢です。「上からの命令」だけではなかなか削減は進みません。焼却灰を2割、3割と大幅に削減するためには、事業系ごみを50%削減する、家庭ごみを50%削減するぐらいの町の意気込みと具体策がなかったら実現しません。

そこで質問します。ごみ削減の目標と具体的な対策、どこまで実現可能なのか答弁を求めます。

町の積極的な取り組みで、大多数の住民の方が「ごみを減らさなくっちゃ」という意識になる、「ごみを減らすまち田原本町」と呼ばれる町にさせていただきますよう期待しております。

次に、雨水対策について質問させていただきます。

昨年度、約1,000万円を使って「浸水対策検討業務委託」をされました。これは、この間の大雨による浸水被害が発生した柳町・三笠・戎通りなどの原因を調べ、対策を練ることが目的です。

そこで質問します。専門家が導き出した原因と対策について明らかにされたい。

担当課が昨年水路を試掘されたとき、立ち会われた方からは「あれ以降どうなっているんやろうか。何の音沙汰もない」と心配されています。期待もされています。いつまでに、どのように対応されるのか、明らかにしていただきたい。

3番目の学童保育に移ります。

本町は学童保育について、これまで次のように高く評価されてきました。「近年著しく少子化傾向が続いており、我が国の将来の社会、経済等に大きな影響を与えることが懸念される中、子どもたちを安心して産み育てるようにすることは、地域づくり、まちづくりの基本であります。そういったことから学童保育は子どもにとって家庭的な雰囲気の中で安全な遊びを通じて生活指導を行い、健康でよい習慣を身につけること、子どもの視点でよりよい親子関係を築いていくためにも大変重要な事業であると考えています」と学童保育を本当に高く評価されてこられました。そして今年度からは、「入所対象者を小学校3年生から4年生までに広げるとともに、開所時間を拡大いたします」と拡充されました。

少しは子育て世代のことを理解していただいたのかなと期待していたところですが、ふたを開けてみると、「学童保育に待機児童が出ている。4年生が入れて1年生が1人で留守番している。心配で仕方がない。何とかしてほしい」という訴えをいただきました。

そこで質問します。現在の状況と、これまでの対応について説明されたい。

3月には既に定員を超えることがわかっておられました。3月10日の親の会との会議で、「せっかく利用学年が引き上げられても待機児童が出たのでは意味がありません」と指摘を受けて、次のように答えておられます。

「対象年齢が増えた関係で、定員オーバーになることについては、今のところどうすることもできません。待っていただくしかありません」「待機児童3人だけでは今のところ保育室を増やすことはできません」と回答されています。

ここが理解できません。例え1人であっても、1年生の子どもを1人で留守番させることが心配にならないのか。自分の子どもが、もしそういう立場になったら心配ではないでしょうか。近くに全くご親戚がおられない方もおられます。本町に住んでおられるお子さんを大切に思う。本町で子育てしていてよかったと喜んでもらえる。そんな町になってほしいと本当に願っております。

町は数が揃わないとアクションを起こさないのでしょうか。一人ひとりの子どもを大切にする、そんなまちであってほしいものです。正直なところを聞かせていただきたい。

最後にポリオワクチンについて質問します。

急性灰白髄炎（ポリオ）については、ワクチンによる予防接種が進み、国内では自然感染によるポリオの発生は1981年以降報告されていません。しかし、国内での予防接種は生ワクチンを接種していたため、予防接種を受けたことでポリオに感染するケースが認められています。子どもさんが予防接種を受けると1、2カ月は便にウイルスが混ざっているため、お父さんに麻痺の症状が表れたという報道がありました。

予防接種健康被害認定審査会は、平成元年度から平成20年度の間、生ワクチン接種後、麻痺を発症した事例が80件あったこと。また2次感染と認定された事例が5件もあったと発表されています。これらの報道を受けて、ポリオの予防接種は

法定の予防接種ではありますが、予防接種を受けない子どもさんが増えているとも報道されています。

そこで質問します。本町でのポリオ予防接種を受けておられない子どもさんは何人おられますか。

本年9月には生ワクチンではなく、不活化ワクチンの導入が決まりました。予防接種による感染を心配しなくてもよくなります。これからはほとんどのお子さんが予防接種を受けられることだと思います。大変よいことです。

ところが、現行制度では7歳6カ月を過ぎると、すべて自己負担で予防接種を受けることとなります。やっと安心して予防接種を受けられるようになったのに、全額自己負担しなければなりません。大変な負担です。

そこで、私は町の独自策として小学6年生までの希望する子どもに予防接種費用を補填することを求めるものです。町は予防接種費用負担を小学校6年生まで拡充する決意はありますか。

そもそも予防接種は地域すべての人が免疫を持つことによって、地域全体の感染症の流行を抑えることを目指しています。その点では、予防接種を受けていない子どもさんが多かたり、予防接種は受けたけれど、免疫ができていない子どもさんが多いと流行を防ぐという当初の目的を達成することはできません。本町でポリオを流行させない、その決意を表す積極的な取り組みを求めて私の質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 9番、吉田議員の第1番目、ごみ減量についてのご質問についてお答えいたします。

第1点目の「フェニックスから本町にどのような依頼がきているのか。達成期限はいつなのか」についての質問でございますが、平成24年3月30日付けで大阪湾広域臨海環境整備センターから処理場の処理期限を平成31年から平成39年まで延命化を図るために平成13年から平成39年9月末までの広域処分委託量を2万1,441トンとする旨の目標数値が示されました。なお、本町におきましては、平成27年度を目標として、ごみ焼却量の減量を目指してまいりたいと考えております。

第2点目の「事業所ごみの分別をどのようにチェックし、促進されるのか。どこまで減らせると見込んでいるのか」の質問でございますが、事業系一般廃棄物につきましては、搬入時にごみの検査を実施したところ、平成23年度では、平成22年度実績で約900トンの減量となり、引き続き搬入ごみの検査の徹底を図ってまいりたいと考えております。また、本年度においては、さらなるごみの減量化に向け、リサイクルの徹底並びに平成23年度搬入実績から平成27年度までの間で3割強のごみの減量数値を各事業者に示し、指導を行っているところでございます。

第3点目の「ごみ削減の目標と具体的な対策、どこまで実現可能なのか」の質問でございますが、ごみの減量化については、既に町民各位、事業者において資源回収を含む分別収集を実施して、ご協力を願っているところでございます。

しかしながら、さらなるごみの減量化を推進するため、議員ご指摘のとおり、第1にリデュース（ごみの抑制）、第2にリユース（再使用）、第3にリサイクル（再資源化）を基本としたごみの減量化についての積極的な啓発活動により、現在実施している施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成27年度のごみ減量化の目標としましては、年間焼却量7,000トンで、平成22年度焼却量1万550トンに比べ約33.6%の減量为目标とさせていただきます。

次に、第2番目「雨水対策について」の第1点目の「専門家が導き出した原因と対策について明らかにされたい」についてお答えをさせていただきます。

平成22年8月27日に発生しましたゲリラ豪雨や、過去の出水期による降雨により浸水被害が発生した状況を検証するとともに、対策を検討するため、寺川西側の人口集中地区及び浸水被害が発生しやすい箇所を中心とした約134ヘクタールに対して田原本町の雨水対策検討業務を行いました。

この業務では、水路の高低差、幅、深さ等の測量を行い、コンピュータシミュレーションによる浸水被害が発生した箇所を中心とした原因の追及を行いました。

また、平成22年8月27日のゲリラ豪雨は、1時間雨量77ミリ、合計雨量83ミリで、奈良県河川課の降雨強度式で見ると、100年確率に相当する豪雨でしたが、今回の検討業務におきましては、今後の対策事業を行うに当たっての現実性を考慮し、5年確率で1時間雨量43.7ミリを採用し、検証と対策案の検討を行

いました。

本町の地理的な特性として、河川への排水が困難なこと、また町内の高低差がほとんどないことです。シミュレーションの検証でも、水路の高低差が少ないことから、降った雨水が滞留してしまい、このことが浸水の大きな原因となっていると考えられます。雨水対策としては水路の改修が一般的ですが、高低差がないことから水路を深くすることはできません。水路を改修するには、現在の水路を2倍程度の幅に広げる必要がありますが、用地等の問題があります。

町の特長から多数ある水路を広げるのは現実的ではないこと、また大和川流域総合治水対策の方向性として、今後は「より溜める」ことを基本方針として示されたことを受けて、溢水する地域周辺には調整池等のインフラの整備を行い、あわせて水路の改修や整備・維持管理・ため池の利用等を複合的に進めていくことが必要であるとの結果となりました。

次に、第2点目の「いつまでに、どのように対応されるのか」のご質問にお答えさせていただきます。

議員お述べの水路の試掘でございますが、平成22年12月23日にイベント広場西側にあります田原川の水路底を確認するための試掘を行いました。試掘の結果は、水路底がなく側壁の擁壁だけの状況で、単に水路底を掘り下げると護岸が崩壊する恐れがあることが判明いたしました。このことを受け、今後具体的な改修計画を検討していきたいと思っております。

また、調整池等のインフラ整備につきましても、地元の理解と協力、補助事業メニューの検討等が必要となりますことから、今後地元との協議を始め、県河川課とも十分協議を行い、必要な対策を講じていきたいと考えております。

本町の雨水対策は調整池や水路の改修・整備等、ハード面とあわせて、水路やゲートの日常的な管理の必要性を住民に認識していただくといったソフト面も複合的に推進する必要があり、行政と住民が一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。

ご理解とご協力をお願いいたしまして、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第3番目「学童保育について」の第1点目の「現在の状況とこれまでの対応について説明されたい」のご質問にお答えします。

田原本町学童保育所は、平成24年度から指定管理者制度を導入して利用時間の延長及び学童保育利用の対象者の拡充など、保育の充実を図ってきたところです。

本年4月1日現在、学童登録人数は平野学童を除く、他の学童保育所は前年と比較して、ほぼ横ばいなのに対し、平野学童は前年33人に対し51人と定員を6名超過し、待機となっているところです。その対応策といたしまして、4月の利用状況を踏まえ検討してまいりました。

その結果、平野学童に空きができるまでの暫定措置といたしまして、6月から4月1日時点で待機であった児童に対し、余裕のある東学童を利用できるよう移動手段も含め関係機関と調整を図ったところです。また、今後利用状況を見ながら部屋の増設等の必要性も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の「数がそろわないとアクションをおこさないのか」の質問ですが、1点目でご説明させていただいたとおりでございます。

次に、第4番目「ポリオワクチンについて」の第1点目の「ポリオ予防接種を受けておられない子どもさんは何人おられますか」のご質問にお答えします。

現在本町でのポリオワクチンは定期予防接種として、春と秋に集団接種により実施しており、6週間の間隔をあけて2回接種で完了となります。

対象者は生後3カ月から7歳6カ月で、人数は4月末現在1,770名でございます。そのうちの完了者は1,409名で79.6%の接種完了率となっており、未接種者及び1回接種者に対しては個人通知による勧奨も行っているところです。

定期予防接種対象外のうち7歳7カ月から12歳までの人数は1,451名で、そのうち完了者は1,346名で92.8%の接種完了率となっています。転入者等もあり、接種完了かどうかの把握はできておりませんが、最大残り105名が1回接種、または未接種者と考えています。

第2点目の「予防接種費用負担を小学校6年生まで拡充する決意はありますか」のご質問ですが、現在、法律に基づきます生後3カ月から7歳6カ月までの定期予防接種を無料で行っております。今後、不活化ポリオワクチンの導入に伴いまして、特に対象未接種者に対しましては、不活化ポリオ導入の説明も含め、個人通知を実

施し、接種率の向上に努めてまいりたいと考えています。

しかし、小学校6年生までの拡充につきましては、現在のところ予定いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。ただ、全然満足できる答弁ではありませんし、私の質問に対して誠意をもって答えていただけるということは全く感じられませんでした。その点では2度目の質問で、その点を再度話をさせていただきます。

まず今答弁いただきましたポリオについてですが、今回の質問に対する答えとして、「小学校6年生までの拡大につきましては、現在のところ予定していません」という答えなんですね。なぜ予定しないのかということをお答えしてほしいわけですよ、私はね。事実として予定してないのは知ってますよ。なぜこれができないのかをお答えしてほしいための私の質問なので、ここをお答えなかったら全く答弁いただいてないのと一緒なんです。ここをお答えしてください。

それと、もう1つそこで確認したいんですけども、ここで未接種者が最大105名という答弁をいただきましたよね。これが本当なのかなという、ちょっと確認したいんです。

私、担当課からいただいた資料を見ますと、1回接種のみの方が186名、全く接種されていない方が127名と約300名ほどおられるというような資料をいただきました。その辺をちょっと、私は数字の中身も詳しくわかりませんので、その点では105名なのかということと、それと対象未接種者には個人通知を送りますということは、これは7歳6カ月以下の方の未接種の方に通知を送るだけであって、7歳6カ月を超えた方には送るつもりはないのか、そこはちょっとわからない面がありますのでお答えしてください。お願いします。

それと学童の件であります。私は田原本町が奈良県下的にも一番最初に全町挙げて取り組んだところだという点では、大変誇れる歴史を持っていると感じています。ただ今回の答弁の中で、非常に、これは言葉じりをとらえて申しわけないですけども、ちょっとクエスチョンマークを覚えるところがありましたので、まずそれを指

摘します。

特にですね、平野学童が定数を越えたと。これは想定外だというようなところがありましてね、他の学童保育所は前年と比較しても、ほぼ横ばいなのに対して、平野は33人に対し51人と増えたと。これは平野の申し込んだ人が悪いのかというような感じになるんですね、こんな感じはね。そうじゃないと思います。その点では、もう少し答え方もあるんじゃないかなと。たくさん傍聴されていますので、お願いしたいなど。

それと対策として「平野学童に空きができるまで」というような言葉が、注釈が書いてあるんですね。空きができるということは、今の部屋はそのままにしておいて、「こんな狭いところは利用しない」ということで、減るのを待っておられるのかというようなイメージを受けますよね。その点は少し言葉を足されたほうがいいんじゃないかと思いますね。

それと今回、平野学童に通うべき子どもが授業が終わってから東小学校に移動して対応するというように書いてありますよね。そうしたら、その移動手段をどうするのかということと、ちょっとここを、私は仕様書の関係で確認したいんですけども、仕様書のところで「指定管理者が行う業務内容」という項目があるんです。そこに「必要に応じて開所場所に示す土曜日の合同での会食を伴う送迎に関する事」と。

土曜日は東学童が、これは北学童へ行ってますんですかね。そのときは指定管理者が責任をもって行うということが書かれています。今回の場合も平野学童の指導員が責任をもって東学童へ送るということですよ。ですからこの費用は学童保育所持ちということですよ。この仕様書からは私はそう読み取りますけども、そこをお答えいただきます。

それと今後部屋の増設の必要性を含めて検討してまいりたいということなんです。私は一番心配しているのは、3月10日の時点で、もう待機者が出ると、定員オーバーするのはわかっていたはずですよ。これが4月になって学校が始まり出したら、対応はなかなか難しいと。3月10日時点でしたら教育委員会と相談して学校の中で対応することもできたのと違うかと思うわけです。その点では、今後も部屋の増設を考えるんだったら教育委員会へ相談しないといけないと。その点では、これはちょっとあれですけども、なぜ3月の時点から対応されなかったのかと。その

辺の感覚が非常に私は寂しい。

それと、この6月、7月でも学童の申し込みというのはできるんですよ。年度始めだけと違いますよね。そうしたら利用したいと、いろんな家庭状況でやっぱり子どもを預かってもらわないといけない状態ができたという場合に、今は対応ができるのかどうかと。そういうことも入れて、どう考えておられるのか。そこを本当はこの1回目の答弁でしてほしかったというところです。ですから2回目の答弁として明確な答弁を求めます。

それで1番、2番の問題に戻ってまいります。まず雨水対策についてです。

これは5年に1回発生するという基準が43.7ミリを基準として調査しましたということです。いろいろこれまでも聞いていました。例えば戒通りのところが浸かるのは、田原川という川らしいですけども、あそこが溢れると。そのときに駅前のロータリーを開発すると。ロータリーにしたら下流が深くなって水を引いていく可能性があるから解消されるかわからないというような期待を以前説明いただきました。

それとか、あと柳町のところが水が浸かるのは、あそこからいろいろな仕組みがあってグランドストアの西側に水路で送られていくと。その水路が近鉄の線路の下を通るときに、これは非常に狭い管になっていると。だから柳町が溢れるんだというようなことを聞いています。

これは今に始まったわけじゃなくて、つくるときに43.7ミリという5年に一度の大雨を想定されていたのと違うかなと思うんですけども、その点はそれ以上のものだったのか、設備として不十分なものだったのかということと、それと調整池や水路の改修に複合的に進めていくと書いておられますので、どこまで本気でやるつもりでおられるのか、そこを教えてください。

1番目の質問ですが、非常にこれもわかりにくいんです。結論を読みますとね、田原本町のごみの焼却灰を平成27年度までに33%減らしますよということが書いてあるんですよ。33%減らす、特に私の質問と産業建設部長の答弁の中で出てくるのは、事業者のごみを減らすということが主に語られてますよね、答弁いただいていますよね。

ならね、事業所がどれだけごみを出しているかと言いますとね、これが平成22

年度は4,500トン出しているんですね、事業所のごみが4,500トンと。それで平成27年度までに減らすごみ量が3,500トンとなったら、事業所のごみはほとんどなくなるというような計画なんですよ。これはちょっと私には理解しがたいし、本当にこんなことができるのかなという答弁を部長はしていただいたわけですよ。これは私らよりも皆さんのほうが専門家ですので、事業を進めるに当たっては、まず実情を把握する、目標を決める、目標を決めるための対策を打ち出す、それを実施する、それでそのことを検証すると、こういうことをやっておられるわけですよ。

この中では、対策としては事業所のごみを分別して減らしますよということが書いてあります。目標は3,500トンのごみ量を減らすと書いてあります。では本当にそれができるのかということとは全くないわけで、私はその4,500トンのごみを3,500トン減らす、そうしたら1,000トンにするなんて不可能な計画だと思うんですね。その点では本当にこれをやる気があるのかということの具体的なところを、ぜひ産業建設部長、答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 5年に1回の43.7ミリの調査をしたということでございます。これにつきましては、大和川治水対策もその辺の関係できておりますので、それにあわせて考えているわけでございます。

それと先ほどおっしゃってましたように、戎通りの田原川の分につきましては駅前のロータリーということでございます。

これにつきましては、田原川のそこにつきましては、現在寺川からこちらへ水が入ってまいります。そのために田原本保津十六面の農業用の取水ゲートがございませう。それを今回設置しておりますが、平成22年にその事業において、取水ゲートに水位を感知いたしましたら自動的に閉鎖するというので今構造等しておりますことから、寺川への増水することにつきましては、したことより河川水の流入はないと考えております。

それで先ほども言いましたように、田原川の排水対策につきましては水門を締めで行いますので、幾分かは、前よりかは浸水しないという状況だと思います。

それとグラウンドストアの西側の門につきましてはでございます。

これにつきましては、近鉄ガード下の中学校西側の一方通行のところだと理解しております。これの解析結果の中では、水量に総合して排水管が小さい部分が発見されたということで、今後必要な措置を講ずる計画をしております。

それと当該雨水配管が近鉄の鉄道の下を通っている状況や、特に勾配がないことから、先に貯留施設を整備した上で雨水管の入れ替え等の対策を行っていくのが妥当ではないかという考え方をしております。

それと調整池等についてでございます。

これにつきましては、大和川流域総合治水対策の考え方のものでございまして、現時点での考え方といたしましては、必要な場所の詳細を検討いたしまして、地元の自治会とも協議を重ね、設置していきたいと考えております。また、調整池等の整備につきましても補助対象となることから、県当局にも働きかけをいたしまして考えているところでございます。

それと、ごみの減量化でございます。

これにつきましては、先ほども述べましたように、平成13年から平成39年までの広域でということで、2万1,441トンという旨の目標数値が示されております。これにつきまして焼却量の目標数が示されておりますので、先ほども説明をいたしましたように、平成22年度の焼却量の1万550トンに比べまして、33.6%の減量を目標にしているということでございますが、これにつきましては、焼却量7,000トンということを考えまして、これで現状進めていきたいと思っ  
ているわけでございます。（「具体的にはどうするんですか、具体的に」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） もうちょっと待ってください。最後まで聞いてから言ってあげてください。

○産業建設部長（高村吉彦君） それと具体的にということでございますけれども、先ほども言ってますように、業者に対して点検を強化していくということと、それと一般の方につきましては、現在3Rを基本として分別収集を行っているわけ  
でございますけれども、これを先ほど議員がおっしゃいますように、強力に進めてい  
きたいと思っ  
ているわけ  
でございます。

それと現在やっております分別につきましても、まだ適正な分別がされておしま

せんので、それにつきましても分別の減量を達成できるように考えていきたいと思  
います。

それと今後さらなる減量化を進める中で、具体的には可燃ごみ、不燃ごみ等の見  
直しを分別も十分にしていけることが考えられますので、それも重点的に考えていき  
たいと思っております。

ごみの減量につきましては、確実にそんなふう目標として進めていきたいと思  
っておりますので、目標の数字を決めましてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは、まず学童保育のほうから説明させていた  
だきたいと思います。

3月時点において平野学童が3人ほどオーバーするという形がわかっておったの  
にというような話でございますけれども、平成24年度で指定管理を今年からさせ  
ていただきました。それに際しまして運営基準というのを定めさせていただきました。  
これは厚生労働省の1人当たり1.66平方メートル、1人に占める面積がご  
ざいます。それで定員を設けさせていただいたわけでございます。この定員に対し  
まして、その時点で、3月の時点で3名ほどオーバーするというような形が出たわ  
けでございます。

それに対しまして、その4月での利用状況というのをまず確認していかないと、  
登録人数に対して利用状況というのが、例年でありますと登録はするけれども、そ  
の利用状況が60%なり、50%なり、その辺のところ結構多いわけでございま  
す。今回4月の時点で1カ月を過ぎましてどれだけの利用状況があるのかというこ  
とで確認をいたしましたところ、73%ほどの平野学童につきましては利用がござ  
いました。これは利用人数が少なければ何らかの形の緩和措置を設けて、そしてそ  
こに入っていただくということも1つとしては考えられるわけでございますけれど  
も、例年に比べて、利用につきましても、利用率も高かったということでございま  
す。そこに今現在4月時点で6名という待機者がありますけれども、この6名の方が  
入っていただいたときには、やはり大変なごった返す状況にもなりますし、危険性  
もあるということでございます。

そこで、いろいろと教育委員会のほうも部屋なり、そういうこともご相談もさせていただきました。一番の利用が多いのは、やっぱり夏休み利用というのが一番多いわけでございます。その夏休みを利用するには、どうしても部屋には空調という設備が必要になってまいります。そうしたことから、いろいろと詰めさせていただきました。東学童自体が40名の定員に対しまして、登録者が12名というふうな形になってございます。そこで平野学童のほうから行っていただく、暫定的な措置として行っていただくという形の方角はどうかということで、いろいろ詰めさせていただきました。

まず空きができるまでの暫定期間ということで、先ほど申しましたように、夏休みがいつもピークになります。この平野学童におきましても同じなんですけども、例えば例を出しますと、去年は登録児童、8月で平野学童が41名ございましたが、9月になりますと30名に減ったというようなところでございます。例年約10名ほど、率にしますと100%が約76%ぐらいになってくるというようなことでございます。だからその期間を過ぎまして、そこに入っただけじゃないかということも期待をいたしまして、その暫定的な措置ということで、今回一番少ない東学童のほうへ移動という形を考えさせていただきました。

この移動に際しまして何を使うのかということでございますけれども、デマンドタクシーを、田原本町に今走っておりますデマンドタクシーを利用したいということで、そのデマンドタクシーの会社なり、いろいろな形の中で協議をさせていただきました。

その利用料でございますが、子どもさんは1人150円かかります。暫定的な措置ということで、その150円はご利用のご家庭で負担をしていただくという形の条件のもとにお尋ねさせていただきました。問い合わせをさせていただきました。

仕様書の中で土曜日の利用は指定管理者が責任をもって行うと言いますか、そういう形のことが出ておりますが、これはあくまでも土曜日に限っての話でございます。平日利用になりますと、毎日の利用という形になってまいりますので、そのデマンドタクシーを使うという形で提案をさせていただいております。

ご家庭のほうに連絡させていただきました。「いろんな形の中で考えていただいてありがとうございます」と、いろいろそういう形のご意見もたくさんいただい

おります。

それから次にポリオでございますけれども、なぜ6歳以上に対してポリオ自体を実施しないのかというふうな話でございます。

今年9月から不活化のポリオワクチンを行っていくという形のことが、報道なり、いろいろな形でされているわけでございます。今までは口から飲む、生ワクチンということで年2回実施をして、それで完了となっております。今度は注射ということで4回を注射をしていただくという形になります。

9月から注射という形になるわけでございますけれども、今3種混合の接種がございます。そこにこのポリオも一緒に含めて4種混合ということで、今いろいろと研究と言いますか、今年度中にそれを実施できるようにということで、厚生労働省なり何なりの事業者さんも含めて、そういう形のことを進められております。そうしたことから、今後の今の先が少し見えないということもございまして、今の時点でそれを判断していくには時期尚早じゃないかということで考えて、予定をしておりませんということで答弁をさせていただきました。

それから個人通知でございますけれども、7歳6カ月以上にはしないのかということでございます。

105人がマックスだと。最大105人の方がいるだろうと、未接種者の方がいる中で105人がマックスだということでお答えさせていただきました。途中で転入をしておられる方というのがおられまして、その転入者がもうそこまでに接種が終わっておられる方も当然おられます。それから1回接種されて、町に入られてから1回接種して完了されてる方もおられますが、そこまでの把握はできていないということでございます。大半の方が接種をされているだろうということで予測いたしております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それを1回目に答弁していただいたら私がやりやすかったと思いますね。

ただね、非常に気になる答弁があるんですよ。学童保育を暫定的に東学童でやるから、暫定的だから家庭にもてとは普通常識と違いますよ。暫定的だからこちらが

負担しますというのが普通の発想ですわ。本来ならここに行ったら負担がかからないけども、うちのほうで、要するに用意するのが少なかったらできませんでした、すみません、というのが世間一般の常識ですわ。その点ではね、学童に対して今後どうしていかれるのか。

これ平野学童は今オーバーしてますし、これから次入ろうと思ってもなかなかしんどいわけですけども。今後どうしていくのかという方向が、もう今年度中に出さないと来年度間に合わなくなるでしょう。そこをどう考えておられるのか。

それとあと、ごみ問題ではね、全然答弁になってないんですよ。3,500トンも減らすのに、4,500トンを1,000トンにする計画を持っておられます。要するに今何も計画を持ってないということを発表したようなものでしょう、今。その点では本当に真剣に考えないといけない。

特にこのごみの減量、焼却灰の減量、これは御所・田原本で焼却炉をつくるのと別の問題ですよ。一緒につくっても別ですよ。要するに田原本町は田原本町で追及しないとできない話ですわ。その点では本当にごみを減らすかと。

数字をちょっと披露しておきますけども、例えばね、ごみの量が減っても焼却灰が減るかといったら、そうじゃないんですよ。例えば田原本町の実績で、平成20年度の実績、ごみの焼却量に対する灰の割合は15.4%です。次の年は16.2%。次が16.4%。平成23年度は17.2%と。燃やしても同じような状況で燃えるとは限らないと。その点では本当に真剣に考えないと取り組めない。

このごみの減量、田原本町独自でどれだけ真剣に取り組むかということと、学童保育、平野学童を今後どうするのかと、これは町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ごみの減量でありますけども、ちょっとお聞き違いをされているような気がいたします。事業所ごみだけ4,500トンを3,000トン減量して1,500トンにするというのではなくて、一般廃棄物、家庭からのごみにつきましても、先ほど部長が述べましたように3Rを活用して、できるだけ減らしていただくように広報をしていくということでもありますし。分別につきましても、今以上の分別を各家庭にお願いしなければならないということにもなってこようかと思えます。それにつきまして、全体として3,000トンのほうを減らさせていた

だきたいということでございます。

それから試算でございますけれども、今おっしゃいましたように14%、15%、16%と、年度によって違うときがございます。この試算方法につきましては、私どもは18%をもとに試算をしておりますので、18%以上になっているというのは過去において、そのような数字はございません。ごみにつきましては、以上でよろしいですか。

それから学童ですね。学童につきましても、そうですけれども。先ほど住民福祉部長からもありましたように、平成20年度でもそうです。26名の夏前の登録に対して、秋には18名。平成21年度も30名に対して16名。平成22年度も33名に対して27名。平成23年度におきましても41名の夏前の登録児童に対しまして、夏後には29名と激減している状況でございます。

また、登録児童と利用者数にも大きな乖離がございます。平成20年度は30名に対して16名。平成21年度は30名に対して18名。平成22年度も33名に対して21名。平成23年度も38名に対して26名の利用者数でございます。こういった利用者等も十分勘案しながら今後の体制をとっていきたいというふうに思います。

これは予測で非常に申しわけないとは思いますが、今年度におきましても今までの状況から把握している数字では、かなり51名の数字が45名以下になるということは期待されるところでございますので、不要不急な保育につきましてはご遠慮願うように、それはこれからも申し上げさせていただきたいというふうに思います。

要するに、夏休みに預かっていただきたいがために、夏前での登録者数が増えて、そして夏休みが終わると毎年激減するというのが、そういう常でございますので。こういったところも勘案しながら、来年度以降については父兄の皆様には十分ご理解いただけるよう広報させていただき、それで本当に足りないのであれば増設等というの視野に入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、3番、森議員。

(3番 森 良子君 登壇)

○3番(森 良子君) 議長のご指名によりまして一般質問をさせていただきます。

清掃工場建設について。

ごみに関すること、また清掃工場に関しては、これまで何人もの議員が幾度となく質問されてきました。それだけ住民にとって生活に密着した問題だということは言うまでもありません。それに対して、町は責任をもって一般ごみを処理されています。

ところが住民の方々からは「清掃工場のこと、どうなっているの」「なぜ御所なの」「収集は本当に大丈夫なのか」という声が多く聞かれます。また、自治連合会でも疑問の声が出たそうですね。なお、住民から説明をしてほしいと申し入れがあったそうですね。これは住民に知らされず、合意も得ないまま進めようとしている表れではないでしょうか。

ごみ処理は住民一人ひとりの協力がないと対応できません。あらゆる機会を利用して説明されることが町のPRになると思います。このままでは不満と問題が大きくなるばかりか町に対して不信が生まれてくるのではないのでしょうか。自治体としての根本的な姿勢が問われています。なぜ町民にもっと詳しい説明をしないのか。町民の意見を聞こうとしないのか。次の2つの質問をします。本音の答弁を求めます。

①、御所市に清掃工場を建設することについて、町民の理解と合意を得たと思われれますか。

②、なぜ住民への説明を避けておられるのですか。町民に説明する機会を持つ計画はありますか。

次に2の問題です。防災に強い町づくりについて。

昨年の3・11の東日本大震災を始めとして、県下でも台風12号の大水害、そしてつくば市の大きな竜巻など、最近の日本列島はさまざまな災害に襲われています。町は「災害時には住民の協力が必要」と表明されていますね。そんな中、4月、ある住民の方から「防災に関する認定証を発行して参加意欲を高めてはどうか」という意見が届いていますね。その方は「本町を県下で一番防災に強い町にしたい」という高い目標を抱えています。

この方は「町に提案したのに何の返事もない。検討されているのか、いないのかもわからず、町に対して不信の念を抱く」とおっしゃいました。

私は、住民は自治体からの受け身でなく、積極的な考え方、自主的な取り組みこそ地方自治を支える柱だと思います。町のすべての方が協力していただくと、安心できるすばらしいまちになります。そして町民の発想、発案を大切に取り上げ、よりすばらしいものへと発展させるように検討するのが自治体の役目ではないでしょうか。

そこで次の3つを質問します。丁寧にお答えください。

- ①、たくさんの住民の協力が必要ではないですか。
- ②、住民の協力を得るために、どのような工夫をされていますか。
- ③、積極的な住民を顕彰して、意欲を引き出す制度をつくりませんか。

3、福島原発事故のあと、電力不足、そして節電が叫ばれる今日、家庭や地域はもちろん、本町も積極的に取り組んでおられますね。自治会の中にはLEDに変えたいという意見が上がっています。全町に広められたら大きな節電効果と町のイメージアップになると思います。

そこで次の①、②、③をお尋ねします。

- ①、節電策として防犯灯のLED化を検討されていますか。
- ②、LED化に対して補助金制度はありますか。
- ③、全町に普及させる決意はありますか。

以上です。再質問は自席でさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部参事。

（総務部参事 上田 繁君 登壇）

○総務部参事（上田 繁君） 3番、森議員の第1番目「清掃工場建設について」の

ご質問にお答えいたします。

第1点目の「御所市に清掃工場を建設することについて、町民の理解と合意を得ていると思われますか」のご質問にお答えします。

平成23年1月の第1回臨時会におきまして、一部事務組合設立の議案として議会承認いただいたこと、選択肢の中で広域化建設に至った判断と理由など、町民に幅広く知っていただくため、昨年の町広報紙4月号で詳細について掲載しております。また本年1月の町政報告会で「新清掃工場建設に向けての経緯について」報告をさせていただきました。

本年第1回定例会で西川議員への質問にお答えしたように、議会、清掃工場建設検討特別委員会や全員協議会において、協議、議論を重ねていただいております。また、委員長報告や一般質問にお答えするなどして、その検討状況を議員各位にもお知らせしております。

このように住民の代表である町長並びに議会議員により、協議・議論を重ね、意思決定した広域化建設に向けての取り組みは、住民の皆様方にはご理解いただいていることと思っております。

第2点目の「なぜ住民への説明を避けておられるのですか、町民に説明する機会を持つ計画はありますか」のご質問でございますが、午前中の西川議員の質問で、町長も説明いたしましたように、新清掃工場の広域化建設については、現在、清掃工場建設検討特別委員会で審議していただいております。住民の理解を深めるために十分な広報を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第2番目「防災に強い町づくりについて」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「たくさんの住民の協力が必要ではないですか」についてのご質問でございますが、災害が発生した場合は、町行政や消防・警察・自衛隊等の活動など、公助だけでは効果的な減災につなげることは不可能であると考えております。このため住民の皆様一人ひとりが災害時に自分の身を守る自助と、近隣住民の皆様方が

協力し、災害時に助け合う共助が重要であると考えております。

次に第2点目の「住民の協力を得るために、どのような工夫をされていますか」についてのご質問でございますが、地域住民の皆様がお互い協力し、少しでも減災につなげるように、自主防災組織の設立の取り組みや日ごろの活動等について、県政出前トーク等を通して啓発を行っております。危機意識を持っていただき災害時に地域住民の協力により、効果的な減災につなげることとなります。今後も自主防災組織と町行政等が連携をもって、防災に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に第3点目の「積極的な住民を顕彰して、意欲を引き出す制度をつくりませんか」についてのご質問でございますが、住民の顕彰は防災意識を引き出すことも啓発の一環ではありますが、防災知識の普及及び啓発に大きな効果が期待できる自主防災組織の設立に向けて努力してまいりたいと考えております。

第3番目「防犯灯について」の第1点目の「節電策として防犯灯のLED化を検討されていますか」と、第2点目の「LED化に対して補助制度はありますか」についてのご質問でございますが、防犯灯につきましては、各自治会で設置・管理をいただいているところでございます。

LEDは節電にもつながり長寿命であることから、最近では防犯灯にLEDを採用される自治会が増えてきております。町といたしましては、防犯灯設置補助金交付要綱に基づきLEDの防犯灯につきましても補助金を交付させていただいております。

なお、LED防犯灯が安価になってきており、補助金の範囲内で申請をいただいておりますので、現在のところ1基当たりの補助金の増額は考えておりません。

次に第3点目の「全町に普及させる決意はありますか」についてのご質問でございますが、LEDは通常の蛍光灯と比べると節電・長寿命が期待できることから、防犯灯のLED化の普及につなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございました。

「住民の皆様方には、ご理解いただいていることと思っております」という

ご答弁をいただいておりますけれども、私は到底そうは思えません。議員が住民の代表で出ているんだからというふうに言われますが、その議員がね、何回もこの議会においても清掃工場についての質問はされているわけじゃないですか。ということは、まだまだいろんな町民のほうから、いろんな声が出ているというので納得をしていないという状況ではないかなと思います。それなら私たちが、議員は住民の代表として出ているということになれば、私たちは住民に知らせて、ずっと歩いて行かなければならないのかなというふうに、私は思ったりしました。

それと、審議中なので説明できないということもありましたけれども、町民には決定してからしか知らせないということになりますね。町民は知る権利もあります、当然ね。途中経過も知らせて町民の意見も聞き、ともに作り上げていくというのが自治体の姿ではないのですか。私は1年生議員なので、そうあるべきだと信じていましたが、本町は違うんですね。そこはなぜですか。

「住民の理解を深めるために十分な広報を行う」とおっしゃっていますが、では具体的に、いつどこで、どんなふうにその広報を行うということなのですか、それをお聞きしたいと思います。

それと防犯灯について補助金制度を知らないという自治会もありますが、本当に全自治会に周知してもらっているのですかということを知りたいです。

それから防災に強いまちづくりについては、町民の知恵を十分酌み上げることはお金のかからない防災もたくさんあると思います。町民の提案に、なぜすぐ答えないのですか。すぐに返事をするのが常識ではないかなと私は思っておりますが、その姿勢に疑問を持っています。提案を軽視しているとしか思えない。また町民からの提案があった場合、どこでどう検討されているのですか。これを教えてください。

それを2回目の質問でお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 防犯灯の住民さんの自治会に対する周知徹底でございますけれども、このことにつきましては、自治会のほうから防犯灯を設置されることにつきましては、LEDということも進めさせております。広報等には掲載は載せておりませんが、そういうことで先ほども答弁で申しましたように、十分この分を普及していきたいと考えております。

そして2点目の防災の町民に提案されたことに、なぜ答えていないのかでございますけれども、この分につきましては、確かに住民さんのご意見はいただいております。その部分についても十分私のところのほうは検討しておりますけれども、先ほど私が申しましたように、住民の顕彰については防災意識を引き出すことの一環でありますけれども、本町といたしましては一応自主防災組織を重点的に啓発していきたいと考えておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 議員おっしゃってるように、住民の代表である町長、先ほど言いましたように、町長、議会議員の方に検討していただいていると。その前に町民にはなぜ言わないのかということなんですけれども、町民個人個人、一人ひとりに聞くわけにはいきませんから、住民の代表として、町長、議員が検討していただいているので、そこで審議していただいた結果を住民の方全体に行き渡るように広報なりする予定をしております。

午前にも西川議員にも説明いたしましたように、また、先ほど議員にも答弁させていただきました昨年の広報紙4月号でも詳細に掲載しております。その件につきましては、一部事務組合設立、御所市との設立とか、新清掃工場をつくれればメリット、デメリット等、いろいろ住民にわかりやすいように、費用面についても掲載しております。このようなことから今後も何か議会審議していただいて、その結果によれば住民に広報等なりで掲載していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） 広報に載せるとか知らせるとかということは、もちろんそれは最低限度しなければならないことだと思いますけれども。私が言いたいのは、町民の方々の意見をどのように酌み取っていくかということなんです。直接町民の意見を聞く場を今まで設けられたことがあるのかなという気がするんです。それはどんな方法であるか、それは私もわかりませんし、どういうふうに考えておられるのかというのがわからないんですけれども。いつどこで、どんなふうに、町民との接触をもって意見を取り上げていこうとしているのか。そういう姿勢はもうないよと言われるのかね。もう広報で知らせたらいいんだ、一方的に知らせたらいいんだとい

うふうに思っておられるのか、そこら辺の姿勢が非常に問題じゃないのかなと私は思ってます。町民に説明できないような清掃工場建設ならば、即中止し、本町独自で建設するという方向に方針を変えたら、転換し、すべきではないかなと思います。

それと防災に強いまちづくりについては、制度はつくらないんですかという質問なんですけれども、つくるための検討もされてきましたか。また検討されていないのですか。今まで町民の方からどういう案がいくつぐらい上がってきているのかということ、具体的にわかりましたら知りたいです。その内容も知りたいです。

それから自治会のほうが、どんどん、どんどんLEDに変えていっても、町としては費用は大丈夫なんですか。予算はどのぐらいありますかということをお聞きしたいので、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 防災に強いまちづくりでございますけれども、住民さんのほうから直接私のほうに要望というのは今のところ聞いておりません。もしありましたら早急にそういう形で検討してまいりたい、考えていきたいと考えております。

そしてもう1点、LEDでございますけれども、今現在LEDにつきましては予算の中で執行できると考えておりますので、今ご存じのように1基3万円ですね、それで支柱がつけましたら6万円という中の範囲の中で十分やっていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。意見の場をもつ気があるのか、ないのかと聞いておられるので、それを答えてあげてください。

○総務部参事（上田 繁君） 個人的な意見の場を設置することはございません。

○議長（松本宗弘君） それと広報だけかですね、森議員。（「はい」と森議員呼ぶ）

広報だけで知らせていくのかと言っておられるけれども、それを答えてあげてください。

○総務部参事（上田 繁君） 広報以外にもできる限り、住民にできる範囲で全域に知っていただけるような啓発をしていきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

( 1 1 番 松本美也子君 登壇)

○ 1 1 番 (松本美也子君) 議長のお許しをいただき、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

1 項目めといたしまして発達障がいの子どもの支援のために質問をさせていただきます。

発達障がいの中に、一部の学習能力につまずきがあるLD (学習障がい) の子どもたちがいます。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、6つの能力のうち1つ、もしくは複数の能力の習得に困難が見られる状態を指します。現在、小中学校のLD児の中で多くの割合を占めているのが、読むことが困難な子どもたちです。アルファベット圏の国では10人に1人いるとの統計もあります。最新の研究では脳での情報処理の仕方が一般の人と異なることが明らかになってきています。しつけの仕方とは関係ないと言われていています。

どのように読みにくいのかと言えば、文字が見えにくい、読んでいるところからなくなる、読むのに時間がかかる (逐次読み)、漢字が苦手、ひらがなが苦手、特殊音節が苦手、文章の区切りがわからない、テキスト量が多いと読めない、読めても内容が理解できない、文字を取り違えたり、言葉の意味を取り違える、書いてあったことをすぐに忘れてしまうなどです。

見た目には読み書きができないとは想像しづらいために「さぼってる」「なまけている」「好きなことしかやらない」と周囲から誤解を受ける。理解されにくい。「こんな字も読めないのか」とばかにされる。そのため勉強意欲をなくし、自分には能力がない、だめな人間だと自信をなくしてしまいます。読み困難のある有名人にトム・クルーズ、トーマス・エジソン、レオナルド・ダ・ビンチ、アインシュタインなどがいます。困難を感じることも適切なサポートと練習によってできるようになります。

本町においては、小学校の児童、生徒にステップ教室で支援の授業をしていただいています。障がいの内容は、ADHD、LD傾向、広汎性発達障がいとみられる子どもたちと伺っています。

担当していただいている先生は、それぞれの障がいの特徴、困難さを適切かつ丁

寧にご指導いただき、子どもたちだけでなく、保護者もともに育つ環境づくりをしていただいていることに感謝とともに敬意を表したいと存じます。

読みに困難な子どもたちにとって強い味方となるDAISY（デイジー）図書があります。視覚障がい者用のカセット録音図書にかわってデジタル図書をつくるために開発された国際標準規格がDAISYです。デジタル録音図書のデイジー図書に文章と画像を同期させて、パソコンで再生するように発展させたものをマルチメディアデイジー図書と言います。国際非営利活動法人デイジーコンソーシアム（本部はスイス）が開発と維持を行っています。

デイジー図書は、文字、音声、画像を同時に再生し、音声で読み上げる部分の文字がハイライトします。文字の拡大もできます。漢字にふりがなをつけたり、取ったりすることもできます。読む速さも調節可能です。目次で読みたいところにジャンプできます。

現在デイジー教科書は財団法人日本障害者リハビリテーション協会を通じてCD-ROMで販売されているほか、インターネットでの配信も可能になりました。使用状況として、通教指導教室や特別支援学級での個別指導、家庭での予習復習、特別支援学校などでの少人数グループ学習、通常学級で電子黒板やプロジェクターを使ってクラス全体で国語の学習利用、通常学級で読みに困難のある児童がパソコンを持ち込んでテストを受ける等です。

マルチメディアデイジー教科書を使用している子どもたちは、LDディクレーシア、ADHD、アスペルガー症候群、自閉症、弱視、視野狭窄、難聴、脳性麻痺、知的障がい、脳腫瘍、ダウン症、肢体不自由などです。

デイジー教科書を使うことによって、読むことの楽しさや喜びを感じられるようになり、学習理解が向上するなどの成果も報告されています。

そこでお尋ねいたします。本町においても、読みに困難の子どもたちにとって必要不可欠なデイジー教科書の普及活用をお願いしたいと存じます。

学校図書館及び公立図書館、教育委員会が読みに困難の児童生徒の学習用に、教員や保護者にマルチメディアデイジー教科書のCD版を貸し出しできる体制の整備もあわせてお願いしたいと存じます。そのためには、教育委員会、図書館、学校現場の関係各位の皆様にご周知していただくための取り組みもあわせてお願いいたしま

す。（NPO奈良デিজリーの会の資料、灯台より抜粋、参考）

関連して、もう1点質問させていただきます。

担当課が変わりますが、以前にも質問いたしました発達障がい者支援のためのサポート手帳（相談支援ファイル及びサポートカード）の作成、配布についてお尋ねいたします。

サポート手帳は、発達障がいのある方について乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けたり、さまざまな生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらったりするための手帳です。ぜひ作成、配布をお願いいたします。担当課のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、学校図書館整備充実について質問をさせていただきます。

平成24年度から学校図書館に対する地方財政措置が拡充されました。学校図書館図書整備5カ年計画については、平成24年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指して財政規模、約200億円（5カ年計約1,000億円）学校図書館への新聞配備、財政規模、約15億円（5カ年計約75億円）学校図書館担当職員の配置のための措置として財政規模、約150億円、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置しています。

本町の図書費は、平成24年度予算に計上されていますが、新聞配備、学校図書館担当職員（学校司書）については計上されていないように思われます。学校司書についても図書整備や新聞配備同様、用途を特定しない一般財源として措置されていますので、予算措置が必要です。予算計上されていない根拠と今後の取り組みについて担当課のお考えをお聞かせください。

次に、学校図書ボランティアの養成、配置についても、あわせてお聞かせをください。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。前向きなご答弁をお願いいたします。場合によりましては、自席にて質問させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 11番、松本美也子議員の第1番目「発達障がいの児童生徒の支援のために」についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「デージー教科書の普及活用について」と第2点目の「マルチメディアデージー教科書のCD版を貸し出しできる体制の整備について」及び第3点目の「周知の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

本町の障がいを有する子どもにつきましては、磯城郡就学指導委員会で障がいの実態等を慎重に審査していただき、適正な就学指導を行っています。

この指導により、特別支援学級へ入級した児童生徒へは特別支援コーディネーターが中心となり、学級担任等が個々の児童生徒に合った指導を行っています。通常学級における経過観察となった軽度の障がいを有する児童生徒や、発達障がい等で支援が必要な児童生徒へは、各学校に1名以上の特別支援教育支援員を町費で配置し、必要な支援を行っております。

さらに、現在奈良県下の15校に通級指導教室が開設され、その1つとして、田原本小学校に「ステップ教室」を開設しています。そこへ町内の小学校から支援が必要な児童が通級し、個々に合った指導を受けています。現在通級しているLD傾向の児童でデージー図書の使用が不可欠な児童はおりません。

今後も支援が必要な児童の実態を見極め、必要があれば教育研究所の協力を得てデージー図書の活用方法を研究してまいります。

次に、第2番目「学校図書館整備充実について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「新聞配備、学校司書について、平成24年度予算計上しなかった根拠と今後の取り組みについて」のご質問でございますが、学校図書館の整備充実につきましては、机・椅子等の備品は現状を確認し、必要に応じて更新をしております。また、図書館で使用します学校図書システムの機器及びシステムを整備いたしました。

平成24年度予算の小中学校における図書購入及び新聞配備予算については、例年どおりの水準を維持しております。

学校司書につきましては、平成15年度より学校において司書教諭を置かなければならないものとされておきまして、本町におきましては、教諭であり、かつ司書教諭有資格者である者の中から1名を選び、校長から司書教諭の発令を行い配置し

ております。

次に第2点目の「学校図書ボランティアの養成配置について」のご質問でございますが、現在、学校図書ボランティアは地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業により学校図書館に協力していただける司書ボランティア等を募り、登録をしていただき、学校との連携を図りまして、学校で図書の整理や子どもに読み聞かせをするなど、学校図書館の活用の充実に取り組んでおります。

学校図書館は、子どもの主体的・意欲的な学習を支え、読書の楽しさを知り、生涯における読書の習慣を身につける上で果たす役割は大きく、子どもの健やかな成長にとって重要なものであります。今後とも学校図書館整備充実に向けて推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第1番目「発達障がい児童生徒の支援のためについて」のご質問にお答えいたします。

第4点目の「発達障がい者支援のためのサポート手帳（相談支援ファイル及びサポートカード）の作成、配布について」のご質問にお答えします。

障がい者支援のためのサポート手帳は、広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）や、学習障がい（LD）等、さまざまな診断名を持った人の情報、例えばプロフィール・成育歴・幼児歴、また毎年の本人の家庭・学校での状況や様子などを記載し、その情報を関係者が共有することで、乳幼児から大人になるまで一貫性のある支援や連携のために活用できる手帳です。

これに関して、平成22年第3回定例会でご質問をいただき、既にサポート手帳を導入されている五條市や橿原市に今日までの効果等を伺ったところ、保育園や小学校で担任が交代されたときなど、詳細な情報が得られ、一貫した対応ができたなどの効果があったと聞き及んでいるところです。

本町といたしましても、そのような効果が見込めることから前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 自席にて再度質問させていただきます。

まず「デージー図書の必要が不可欠な児童はおりません」との答弁について再度お尋ねをいたします。

実際に検査を受けておられない児童がいらっしゃるとお聞きしている中で、児童がどのような見え方をしているか、どう判断できるのでしょうか。皆様のお手元には、私の質問の後ろに、この読字障がいの方の見え方の例を添付させていただいております。もしそのような見え方であれば、デージー図書の使用が不可欠とは言い切れないと思いますが、どう判断してそう言い切っておられるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

この見え方に、よく例に挙げられるのが、視力の悪い人が眼鏡をかけるようなものであるというふうに例えがされます。

私も小学生のときから強度の近視と乱視です。もし眼鏡がなかったら、一番前に座ったとしても0.03なので黒板の字は全く見えませんし、友人や先生の顔も見えません。駅の表示や、もちろん運賃表も見えませんし。でも私の視力に合わせた、この眼鏡があったからこそ何の不自由もなく今まで生活できたと思っております。もし眼鏡がない状況で車の免許証も取れないし、車の運転もできない状況です。

今ここにいらっしゃる人の中にも、コンタクトを装着したり、老眼鏡の眼鏡をかけていらっしゃる方もいるんじゃないかと思えます。

その眼鏡をかけないで、仕事や運転ができるでしょうか。生活や仕事に全く支障がありませんか。そうではないと思います。そのように、このデジタル教科書の件を考えていただきたいと思えます。

そして小学校ではステップ教室があり、私も行かせていただいております。でも中学校ではどのようなサポートをされているのか、お聞きをします。

学習内容がより高度になってまいります。その中で現中学校ではどのようなサポートをされているのか、この点もお聞きをいたします。

1の（2）なんですけども、少し法整備を読ませていただきます。

2008年9月17日施行の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、教科書バリアフリー法と著作権法第33条の2

の改正により、学習障がい等の発達障がいや弱視等の視覚障がい、その他の障がいのある児童生徒のための拡大教科書やデジタル化されたマルチメディアデージー版教科書等が製作できるようになりました。

財団法人日本障害者リハビリテーション協会では、2008年9月よりマルチメディアデージー教科書を通常の教科書では読むことが困難な児童生徒に提供を始め、2009年度には同協会を中心にボランティア団体と協力を組み、より多くの読みに困難のある生徒に提供されています。

2010年5月13日には、文部科学省は配付対象を児童生徒本人のみに限定していた従来の方針を転換し、指導する教員への配付も可能とする事務連絡を関係団体に通知しました。そして本年の平成24年2月13日に、文部科学省初等中等教育局教科書課、文化庁長官官房著作権課から都道府県教育委員会へ通達があり、あくまで読み書き困難な児童生徒の学習の用に供するためということですが、学校図書館等でデージー教科書等が閲覧できるようになりました。

この経緯としては、「デージー教科書ってよくわからないので、サンプルがほしい」と先生方や教育委員会からの問い合わせ、特別支援の担当の教員の先生や、読み書き困難を抱えている児童を指導している先生が常時閲覧等を行うことができるようにしたいとの声が寄せられていたからだと聞き及んでおります。

再度、この法整備がされておりますので、私のほうは貸し出しというふうに書かせていただいているんですけど、閲覧はできる体制の整備ができるんじゃないかというふうに思っておりますので、再度お尋ねをいたします。

それと、学校でこのことを普及していただければ、家で予習復習することが可能です。このデージー教科書の提供についてのサポートはしていただけるのか。せめて家庭で予習復習ができるようなサポートを教育委員会としてしていただけるのか。これもあわせてお聞きをします。

そして第2点目の学校図書館の整備充実についてですが、司書教諭を配備していただいていることは前にも質問をさせていただいておりますし、私も承知しております。でも全国の小中学校において、最近、学校司書を配備されている学校が随分増えてまいりました。奈良県下でもございます。必要性和配備の実習効果が検証されている実例があるからこそ、市町村は独自で配備している現状があると思います。

それをかんがみて国が必要性を重んじ、今年度地方財政措置がされたのではないのでしょうかと、私は思っております。

今後も検討の余地はないのか。それとも、わかりませんが、次年度もこういうふうには、この今年度と同じ措置がされた場合にも、考えについて変わりはないのかということ再度お尋ねをさせていただきたいと思っております。司書ボランティアの方の活動の内容を少しお教えいただければと思っておりますので。

2回目の質問は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 私のほうからデイジーについて4点ばかり回答させていただきたいと思っております。

まず1点目の「デイジー図書の使用が不可欠な児童はおりません」ということについての回答でございますけれども、決してデイジー図書を否定しているものではないと思っております。例えばデイジー図書を使わなくても、文字をこう隠して見させていくというような担任の指導、こういうことで今対応しておりますので、それで十分だということと、デイジー図書のまだ法的な整備が完全ではないと思っておりますので、今先生方にデイジー図書ということはどうなるものであるかということの説明をしておる段階でございますので、その段階でデイジー図書を全面否定するんじゃないし、今、子どもたちに、町内に通っている子どもたちへの対応は、それを使わなくても対応できるというふうには判断をしております。

それから中学校へ行きまして、そのステップ教室の話なんですけれども、ステップ教室を開設していきまして、まだ3年目を迎えておるところでございます。初め田原本小学校の児童のほうから対応していましたが、今、町内の子どもたちにも拡大をしております。いずれ中学校のほうにも、その子たちが進級していくわけですから、そういうところもケアをしていきたいというふうに思っております。

それからデイジー図書の閲覧でございますけれども、教育研究所、こちらのほうで、私も実際に向こうで閲覧をさせていただいた経験がございます。先生方につきましても、私どもの各学校で閲覧という形ではなしに、地の利を利用しまして、すぐ近くですので、教育研究所で閲覧をさせていただきたいというふうに思っております。

デイジーにつきましては、以上でございます。

それから、各それぞれの保護者に対しては、今言いましたように、まず先生方がどんなものであるかということ、もう少し広くデイジー図書を知っていただき、それから担任を通して保護者の方に、例えば手の作業だけじゃなしに、こういうふうに見れるよということは紹介をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 私のほうからは司書教諭の配置について、ほかの市町村では配置されているということで、田原本町はどうですかということでございますが、先ほど学校図書館の整備に関しましては、司書教諭及び地域の司書ボランティア等の協力によりまして、また町の図書館の連携によりまして、活用と整備の充実を図っているということでございます。

今後の予算化については、活用方法等について協議しながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

今現時点でサポート教室で先生がやっただけなので、現状はそれというふうにお答えしていただきました。

でも各いろんなところで私も研修に行かせていただいて、実際に香芝市のほうにも、小学校で実際にこのデイジー教科書をパソコンを持ち込んで使っている子どもの現状を見させていただきました。

本当に今サポート教室にいらっしゃる子どもたちが、どういう見え方をしているかというのはわからないんですけども。本当に読みに困難な子が、読めないですよね、字が曲がっていたり、反対に見えたりとか、そういう状況で国語を讀んでいく。算数にしても何にしても全部問題が読めない。そういう状況の中で勉強がしづらい子どもたちが0点とか、もう学校で勉強するのが本当に辛い状況の中で、それが80点、90点というふうに、どんどん成績が上がってってます。中学校の次には高校入試があります。この状況で本当に今おっしゃってくださった環境で高校入試ができるかです。でもデイジーのこの教科書を使っているところは、普通に高校入

試で、ある程度のところにも、知能に何も異常はないので全部受験合格しております。

本町として、そのことに責任をもてるのかというのを再度考えていただいて、今後障がいの、それは望みたくはないですけども、デイジー教科書が本当に必要な子どもも入学されるかもしれませんので、その点も今のままでと言うんじゃなくて、教育長も教育研究所で閲覧ができるというふうにありましたので、一步進めていただく環境を整えていただきたいと思います。

教育長もご存じのように、昨年の1月から大学入試のセンター試験で、初めてLD、ADHD、自閉症などの発達障がいのある人への特別措置の区分が明示をされました。そういう形でセンター試験においても、そういう配慮がなされています。ということは、小学校、中学校、高校において、このデイジー教科書を使うということが、もう当たり前になってくる環境にまできております。その状況もかんがみまして、子どもたちがよりよい環境で皆さんと同じように、障がいがあっても個性と見ていただいて、サポートできるものはサポートしていただいて、同じように教育が受けられる環境整備をお願いしたいと思いますので。

教育長、その件について、もう一度お返事をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 繰り返して申しわけございません。いわゆるデイジー図書を否定するわけではございませんけれども、デイジー図書がオールマイティーではございませんので、私といたしましては、障がいのある、なしにかかわらず、子どもたちの実態把握に全力を挙げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

---

#### 総括質疑（報第5号から議第30号までの議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました報第5号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第30

号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの14議案について、去る1日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは5つの案件について質問させていただきます。

まず議第20号、平成24年度一般会計補正予算についてであります。この件については午前中から一般質問等でかなり触れられていました。そこで、それも踏まえて質問したいと思います。

一般質問では幼稚園、小学校、中学校で149カ所、危険箇所が指摘されたということでした。その点では今回は300万円の予算です。このうち、この300万円の予算は何カ所に対応できるのか。それと、この対応はすぐやれるところは、すぐやろうという対応だと思うんですね。その点では、本当は一番先にしたいんだけど、すぐにできないというような危険だと思われるところがあるかと思います。その点は、どういうところがあって、どういう方向で考えていくのかということの今の到達点を教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今回の対象といたしまして箇所数は17カ所でございます。校区別には、北小学校区が5カ所、東小学校区が7カ所、南小学校区が2カ所、平野小学校区が1カ所、田原本小学校区が2カ所、合計17カ所でございます。それにつきましては、水路沿い等の場所には転落防止柵（ガードパイプ、ガードレール等）の設置が4カ所でございます。白の白線ラインが薄くなっている箇所につきましては白線の引き直し、また「通学路につき徐行」等の看板の設置は3カ所で、安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

それと、この対策をした後の一番危険なところということでございます。

これにつきましては、先ほど西川議員のご質問にお答えいたしましたとおり、各幼稚園、小学校、中学校において通学路の危険な箇所の再点検を実施いたしました。危険箇所の度合い等につきましては、どこが一番ということはございませんが、今後関係機関等と協議し、通学路も含め、生活道路全般の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） どこが一番危険かどうかというのは、おかし  
いと思うんですね。やっぱり今17カ所、転落防止柵とか、白線とか、徐行看板  
とかいうのを答えられました。これは今すぐでも対応できるだけのものであってね、  
対応しないよりはすぐ動いたということはいいだろうと思いますけども、その点で  
は、やはり優先順位、お金はかかるけれども、急いでしないといけないという箇所  
はあると思うんですけどね。その点は149カ所が全部教育総務課から建設課のほ  
うへ出されて、これをやってくれということがあったかどうかは知りません。知り  
ませんが、部長として対応できないのが残りの132カ所、これをどうするつ  
もりだと。この補正予算では載ってないけども、全くしないつもりなのか。その点  
で具体的にどういう危険な場所があるのかと。私は数だけ聞いただけで、わからな  
いわけですから、そこをちょっと教えてくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今17カ所とご説明いたしました。あと残りにつ  
きましては、実質的に交通安全対策といたしまして毎年予算額を計上しております。  
その中で危ない箇所につきましても毎年その予算に対しまして設置等、見直し等や  
っておりますので、それで対応していきたいと今思ってるわけでございます。

それと、先ほども上がってきていますようにあるわけでございますが、それにつ  
きましても、すぐにできる問題、できない問題等がございますので、その辺も学校  
ないし、地元住民、皆さんに協議をいたしまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、今回は300万円を積み上げるけども、今回  
きりですよ。これからは毎年1,000万円予算を上げてから、この中でやり  
ますよという答弁ですね、今の部長の答弁はね。

そうじゃないと思うんですよ。せつかくこれだけ見直したのに、この危険な箇所  
を回避するためにはどうしたらいいんだと。信号をつけてくれという意見があると、

それなら道路の幅が狭いからできないと言われたら、やはりその危険なところを回避するためには道路を拡幅するとかいうことも出てくるわけですよ。1,000万円の中でできる工事なんて限られてますよ。本当に危険かどうか、その優先順位をつけてやらないといけないわけです。

そういう優先順位をつける方向性というのはできていないんですか、できてるんですか、しないんですか、するんですか。そこをお答えください。

○議長（松本宗弘君） 部長、3回目の答弁ですから、きちっと細かく。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今のことにつきましては危険箇所の点検ということで、すぐにやれるところをやらせていただいているわけでございます。

それと、あと残ってる場所につきましても、100何カ所につきましても、実際的に通学路の関係でやっておるわけでございます。それとあわせて、先ほども言ってますように生活道路につきましてもございますので、それにつきましては工事をやる所につきましても、ほかのほうで、また工事の予算を組んでいただきましてやっていきたいと今思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 次にありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） やはりね、これは答弁要りませんよ。

○議長（松本宗弘君） 4回目になりますよ。

○9番（吉田容工君） それだから、これはちょっと一言だけ言わせてほしい。

要するに、本当に危険なところは絶対にやらないといけないと、そういう認識がなかったら絶対にできないんですよ。その点では本当に危険かどうかという判断をやはりすると、その中でどこまでやるかというのは考えるべきだと思います。そういうことを指摘しまして、次に移ります。

議第22号、田原本町印鑑条例の一部を改正する条例について質問します。

なかなかわかりにくい中身になっていきますので、この改正の概略と問題点があるのか、ないのか。あったら教えていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 議第22号の印鑑条例の一部を改正する条例につい

てご説明を申し上げます。

この改正につきましては、平成21年7月15日に出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律が公布されました。新たな在留管理制度が平成24年7月9日から導入されることになり、その導入に伴い外国人登録制度が廃止になります。

これに伴い住民登録法が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた方が住民基本台帳法に適用対象とされたため、関連する条文を整備し改正するものがございます。

問題点につきましては、現時点ではございません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら問題点はないということですので、ちょっと質問します。

今回は外国人登録法が改正されたということで、住民基本台帳法に外国人の方も登録するということだと思えますね。ただ、一般の国籍をお持ちの方と外国人とで違うところがありますよね。何が違うか。それは在留資格というのが決められていますよね。それから在留期間というのが決められていますよね。

そうしたら、まず今田原本町におられる方は、その在留資格や在留期間について問題なく住民基本台帳に載せられるのか。それと、あとこの何とかカードを持って来られますよね、在留カードか。これは国のほうで発行する在留カードを持って来られますよね。そして転出届をされて、転入届をされると。そのときに在留期間が切れていたらどう対応されるのか。それと、今お住まいの方が在留期間が切れていたらどうなるのか。ここを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 大きな改正点といたしましては、在留期間3カ月以上の方が対象になったということがございます。もっと短期な方につきましては、この住民基本台帳法には載ってこないということになりました。だから3カ月以上の方が入ってまいります。

それから在留カードでございますけれども、空港でもって発行されます。

それから在留カードの在留期間が切れている方がどうなるのかというようなこと

でございますけれども、それにつきましては在留期間が切れておるわけでございますので、法務省なり何なりという形の中で、その在留期間の延長という形のことをしていただかなければなりません。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら田原本町に住んでおられますけども、法務省のほうから、この方は在留期間が切れてますよと。ですから住民基本台帳法から抹消してくださいという指示が来たらどうなるんですか。一応、法務省の指示によって登録するかどうかを決めることはありますよね。それは田原本にお住まいなわけですから、住民基本台帳から外したら大変な問題が出ると。そのときはどうなるんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 先ほど言いましたように、3カ月という形の期間より上の方につきまして住民基本台帳に載ってくるということでございます。在留期間のそうした形の切れているものに対して、町がどういう形の中で対応していくというのは、今私の時点では把握しておりません。また、後ほど調べさせていただきます。（「問題ないとおっしゃいましたよね、答弁として。把握してないんですか。問題ないんじゃないのですの。理解してないということですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、後から資料を提出すると言っているから。今やりとりやったって把握してないと言ってるから。後からにしてあげてください。（「わかりました」と吉田議員呼ぶ）

続いて、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 問題ないという答弁をされたんでしたら、よく中身を理解されて、議会に議案を出していただきますよう、よろしくお願いしますね。

それでは、議第25号、公共下水道事業（公）第24-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてに移ります。これは今回、阪急住宅の中の下水道を敷設するということだと思います。

それで今回は、住宅の中の真ん中の部分と東の北の部分と2つのところを一緒に合冊っていうか、一遍にまとめて発注されてますよね。特に今回は入札制度が変わ

って、下水道工事と水道工事と両方とも合算した金額で上げておられますよね。そうしたら今まで以上に金額が増えてくると、同じ工事をしてよね。

例えば、去年までなら5,000万円の工事で、それで随契であと2,000万円の水道工事がついてきたというようなことだったのが、今度は足して7,000万円の工事となりますよね。そうすると金額が非常に大きくなると。今回も下水道工事については7件の入札が行われました。そのうち5件はAクラス、Bクラスということになってますね。その点では、私はたくさんの業者がいる中で、なるべく分散したほうがCクラス、Dクラス、Eクラスとかのところまで仕事が行くと思うんですよ。

その点では、なぜ、こう場所が離れたところ、同じ住宅の中ですけれども、今回一緒にしないといけなかったのかということについて教えてほしいと。

特に今回は大変水道工事が大きなウエートを占めてますよね。資料をいただいた中では、下水道工事が495メートル、上水道工事が1,309メートルと、大変下水道工事の3倍の距離数を上水道ですとなっています。これはなぜこうなるのかというところがわからないので、説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） まず1点目にお尋ねの、東部分と西部分、なぜ分けて一遍にやるんだというような話、笠縫自治住宅の件でございますが、東部分と西部分の水路側の道路と言いますのが、上のほうですね、生活道路の動線となっております。

同一施工の場合、車両、歩行者の誘導がスムーズに行える利点というのがございます。しかし、分割施工した場合に工事の重複期間が長くなる。また、工事規制区間、規制日数が長くなるということ、また地域住民の皆様方に対し負担がかかるということが懸念されますので。また、この笠縫住宅につきましては計画的に施工するという必要性がありますので、こういう形を所属部として選択をさせていただいております。

次に2点目の、水道工事のほうの距離がなぜ長いんだということですが、ご承知のように、下水道の管渠工事につきましては支障となる水道管、これを移設する際には、まず仮設工事、そして本設工事という区分けがございます。当然設計につき

まして、これは別々に設計するわけですが、この仮設工事と本設工事を合わせた工事延長ということで1,309メートルと、こういうことになってございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでちょっとさっき聞くのを忘れたんですけども、今回の入札は競争性がどう発揮されたのかというところと、それと入札するときの内訳明細と言いますか、今回は「事後審査型条件付き一般競争入札」と書いてありますよね。その点では、入札後のその内訳明細について、入札は全部同じ業者、同じ金額だと思いますけども、内訳については違いがあったのかというところを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 議員おっしゃっている入札は、平成24年度からは田原本町が格付けしております土木、建築、舗装工事につきましては、入札の透明性、公正性を引き出すために、先ほど言われた事後審査型条件付き一般競争入札を実施しております。これは競争性のもとで、この競争入札は入札情報を公告し、参加申込者を募り、希望者同士を競争させるという意味で契約者を決めているものでございます。（「もう1回言いましょうか、よろしいですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） いや、わかっているでしょう。中身はわかっていますよね。副町長、答えてあげてください。

○副町長（石本孝男君） 事後審査型は今ご説明したとおりでございますが、事後審査でいただくのは、落札予定者の積算内訳、それから配置予定技術者が建設業法等、また積算内容に合致しておるかということでございますので、従前のように入札前に各業者から積算内訳表を徴しているわけではございませんので。

落札予定者だけの積算をいただいておりますので、ちょっと今勘違いしてるかもわかりませんが、私の理解はそう理解しておりますので。

今議員おっしゃったのは、内訳等に違いがあったのかどうかということをお聞きだったと思います。（「そうそう」と吉田議員呼ぶ）

たぶん積算書の内訳についてお聞きになったんだと思いますけれども、あくまで

も当入札は予定価格の範囲内、それから最低制限価格を上回る範囲内で一番低価格である者を落札予定者とする、この事後審査型では、それで事後審査型で3者を落札予定順位をつけましてやると。一番上の人から順番に積算内訳表と、それから配置予定技術者、現場代理人等々の内容を出していただくと、それが建設業法等の条件に合致しておれば、その人を落札者と認め、契約するという形をとりますので。

あくまで低入札調査の入札をやってるわけではございませんので、そういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは何回目ですか、私。2回目。

○議長（松本宗弘君） 次、3回目です。

○9番（吉田容工君） 私、それは全然認識が違いましたわ。入札するとき金額を入れるわけですよ。金額を入れるだけで、積算内訳とかは、そのときに出さなくていいということですか。持ってたらいいというだけの話で。普通はね、入札とともに出しておいて、結果、出した中で落札した方のものを確認するというじゃないのかなと思ってたんですけども。出さなくてもいいという制度なんですね。ああ、わかりました。

ちょっと、なぜそれはそうされるのかというのはわかりませんが、出させたらいいんじゃないんですか。そこは何か理由があるんですか。それとも落札されなかったら積算するのにお金がかかるから、もったいないからやめておきなさいということになるんですか。ここを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 副町長、最後の答弁よろしくお願いします。

○副町長（石本孝男君） 当然入札に参加される業者は積算するのに自分で積算されているという前提で入札書を投函されると思います。（「そうそう」と吉田議員呼ぶ）

ただ、全部のものをいただくよりも、今申しましたように落札予定者を順番に決めまして、その人たちからいただくと。その中で積算が適切であり、技術者、代理人等の配置が適正であるという方と契約すると。当然その人たちが不適切であれば2番目、3番目、3番目までの積算資料、代理人資料等を出していただくという。当然1番目の方、まず金額競争していただいていますから、入札そのものは。その中で合致する人たちの積算資料をいただくという形を今とっております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 何か不思議なあれですね。積算してこられて出しておられるんだから、出してもらって。それならあと調整もできませんし、いいと思いますけどね。

次の議第26号、公共下水道事業（特）第24-2号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結について質問します。

これも同じように下水道と上水道の入札をされて、同じように落札が行われたと。

ここで聞かせていただきたいのは、今までは下水道工事の落札だけだったんですね。今もおっしゃってたように事後審査型条件付きということですから、落札された方がちゃんと技術者をつけているということが確認されているということですよ。

今回の北林組さん、これは下水道工事と水道工事ですけども、下水道工事は工事責任者という技術者がおられるようです。北林組さんは、技術者は一般土木一式工事は1級技術者3人、2級技術者3人ということになっています。あとは舗装の技術者がおられるということになってます。これは経営審査結果ですね、平成23年2月ですので、これが直近だと思うんですけども。

ところがね、水道工事の工事を監督できる責任者は1人もおられませんよね。今まででしたら下水道工事を契約したら、それで下水道工事だけで、水道工事は随契ですから、北林さんが指定する業者がいいですよと言えば、あとは田原本町はこの業者でいいですよとなったら、随契ですので上水道工事の契約はそれで技術者のある方と契約できますよね。

今回ここに出されている契約は、経営規模等評価結果通知書というところには、北林さんは水道工事の責任者はおられないという形になっているんですね。

どういう資格が要るか、ちょっと調べさせていただいたんですけども、給水装置工事主任技術者という方が水道工事をする場合は要りますよ。これは法律で、水道法というところで決まってるんですね。北林さんにはその方がおられない。なのに田原本町は北林組さんと水道工事の契約をここでされていると。こんなことでもいいのかというところですね。

要するに、言ってみたら水道工事の専門外の人が立ち会うということでしょう、その契約でいきますとね。要するに丸投げをするということと同じことですよ。

これはちょっと、なぜこういう水道技術者がいないところと水道契約を結ぶのかと、ここをちょっと説明してください。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今議員おっしゃったように従前下水道工事を発注いたしまして、それに関連する水道工事は、議員ちょっとご理解どうか知りませんが、下水道工事の落札業者に随意契約をするという形態で、水道事業者に随意契約してるわけじゃございません。

従前までは建設業法で部分下請けが認められておりますので、田原本町の給水装置工事主任技術者を雇用しております指定給水装置工事事業者、田原本町に十数件ございますけども、その建設業の許可をお持ちの方に下請けを出すという形で工事発注しておりました。

ただ今回合冊工事にさせていただきましたのは、当然初めから工事規模のボリュームを事前に知らしめるほうが、より公平性、透明性があるんじゃないかという形で下水道、水道の合冊工事方式という形で入札をとらせていただきました。

今回の工事につきましては、下水道工事、水道工事、両方とも含む工事につきましては当然入札条件の中で、先ほど議員おっしゃいましたように指定給水装置工事事業者であって、給水装置工事主任技術者を雇用している給水事業者を工事施工台帳の中で部分下請けを出すんだということを条件に入札に参加してもらっております。ですから、その下請事業者において技術者を配置しておるという形になっています。実際そうしないと、この水道工事をを行います給水装置工事主任技術者がいる事業者というのは、もう先ほど申しましたように水道事業者、水道とか下水の工事をやっておられる専門のところだけであって、一般土木をやっているところはどこも、何社かおられますけれども、多数おられないと。そうすると分離するにしても下水道と水道というのは同じレベル、若干下水が低く、水道が高いんですけども、同じところを二度、三度と掘削する工事になりますので、一体で施工する必要があるということで、水道事業の業者に部分下請けを出すという形を従前からっておりまして、今回からそれを一本の入札にさせていただいたということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに、こういう具合に契約が出てきたときに、下請けを

させると。下請けをさせるけども、元請けはそれを管理できないということでしょう、技術者がいてないから。ちゃんとした工事をやってるかどうか確認できないわけですから。お任せしますよという状態でしかないわけですね。

そんなことで本当にそういう契約をしていいのかなというのが、素朴な疑問です。先ほどの三輪工業さん、ここはおられます。ちゃんとね、管工事の資格を持った方がおられます。ここの北林組さんはおられないと。

やっぱりね、直接町と契約するに当たっては、資格のないところと契約するのが、それならどこまで責任を負えるんだということになってきますからね。それはやっぱりおかしいのと違うかなと思いますけども。それは下請けがちゃんとやってくれたらそれでいいと。元請けは下請けを信頼しなさいということで、田原本町はこれからもやるのかどうか、そこだけ確認します。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 当然、元請業者におきまして施工管理全般を管理するという点で、部分的に水道技術については、その元請けと下請けとの契約関係にのっとり施工管理を責任を持ってやるという体制をとっておられるので、そういう形でやらせていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、水道技術者を持っておられる業者というだけになりますと、ちょっと今正確な数字を覚えておりませんが、限られた数になりますので、一般土木の道路工事でもそうですけども、水道の敷設替え等々絡む工事があれば、その業者に集約するという形になりますので、今のところは元請業者が施工管理を責任を持ってやるという前提で一部部分下請けを出すという形の施工体系でやっていく考えでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今本当に答弁されてますけどね、それが本当に答弁になるかどうかということなんです。要するに元請けがちゃんとやると言っても、見てわからない人が見てちゃんとやったということが、本当に信頼できるのかと。要するに下請けの人がやりましたと言われたら、そうですかと言わないと仕方がないわけですね。ここはちょっと私はおかしいと思います。それはちょっとこれ以上の追及はしませんので、常任委員会のほうで頑張ってもらったと思います。

ので、次に行きます。

次、議第28号、財産の取得について質問します。

これは物品の分ですけれども、田原本町指定ごみ袋の入札をされたということです。それで今回の落札結果は、ごみ袋をつくる値段とのか、発注の金額としたら、去年、おととしと比べて、どんな状況なのかなと。同じような単価なのかなというところがわかりませんので、この今回の議第28号で落札されたごみ袋の、結果的に出る単価と言いますか、これまでの数字と比べてどうかというところを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） それでは説明申し上げます。平成23年度の入札価格につきましては、家庭用ごみ袋小でございます、20リットルで、発注枚数が8万5,000枚に対しまして、2円82銭、平成24年度では発注枚数が7万2,000枚に対しまして、3円14銭。中の30リットルにつきましては、平成23年度、発注枚数が31万枚に対しまして、3円88銭、平成24年度では30万枚に対しまして、4円27銭、大の45リットルでは、平成23年度72万枚に対しまして、7円96銭、平成24年度は83万枚に対しまして、7円53銭となっております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、これを見る限りでは小と中が安くなって、大が少し高くなったと、去年と比べてね、そういうことですよ、単価ね。それとあと競争がちゃんと入札が行われて、競争性が発揮されたかというところについて説明していただきたいと。

それともう1つ、これは契約者が田原本町大字秦庄432番地の7、株式会社文政田原本営業所というところなんですけれども、文政田原本営業所というのは、ここにあるんですか。私は看板も見たことがないんですけれども。

株式会社文政というのは高田の業者じゃないかと思うんですよ。大和高田市土庫726-2、ここが本社だと思うんですけれどね。田原本営業所というのは法律行為として、契約をする相手方として適正な名称なんですか。株式会社文政 田原本営

業所というのは支店登記がされてるとか、そういうところは確認はされているんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） まず1点目なんですけども、競争性が発揮できたかということなんですけども、平成23年度と平成24年度と比較しまして、全体的に見ますと、1枚当たり単価的にも安くなっております。これはあくまでも競争性が発揮されたと思っております。

また事業所なんですけども、今言われた文政田原本営業所、これは課のほうで確認しております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 課で確認してますというのは、どういう確認をしたかというのは。登記簿謄本で確認したんですか。資格証明書で確認したんですか。何で確認したんですか。現地は何もありませんよ。文政と書いてある看板もありませんよ。何をもってどう確認されたんですか、教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 平成24年度は指名願いの平成24年度、平成25年度の受付期間でした。そのときには、何もなしに営業所を付け加えるということではできなくなっております。そのために添付書類として一応登記簿なり、そういう書類をつけて書類上でも確認しております。

以上です。（「登記簿謄本で書いてあったということですね」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応私は担当課ではありませんが、登記簿謄本で確認したとおっしゃるんだったら、その資料を、また後ほど、コピーじゃなくても見せていただいて結構ですので確認させていただきたい。

一般の個人でしたら全然問題ないんですよ。そこに業者が存在しようが、しまいがね。やっぱり地方公共団体が契約すると、法律行為としての契約をするということですから、相手先がちゃんとした法的な地位を持っているところとしないといけないと。普通世間では支店登記されてあったら、田原本営業所ですから営業所長何

とかとなりますよね、支店登記されてあったらね。ところが代表取締役になつてるといふことは、これは社長さんと契約するんですから、本社の契約は高田でしょう。だから今おっしゃることが、この場しのぎの弁明にしか過ぎないんじゃないかなと思いますので、後ほどそれについては資料的に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 3 分 休憩

---

午後 2 時 2 4 分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

---

---

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別付託議案につきまして朗読させていただきます。

報第 5 号、平成 2 4 年度田原本町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告から報第 7 号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の 3 議案につきましては総務文教常任委員会。

議第 2 0 号、平成 2 4 年度田原本町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会。

議第 2 1 号、平成 2 4 年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては総務文教常任委員会。

議第 2 2 号、田原本町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては住民福祉常任委員会。

議第 2 3 号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては総務文教常任委員会。

議第 2 4 号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては住民福祉常任委員会。

議第 2 5 号、公共下水道事業（公）第 2 4 - 1 号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結について及び議第 2 6 号、公共下水道事業（特）第 2 4 - 2 号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についての 2 議案につきましては産業建設常任委員会。

議第 2 7 号、財産の取得については総務文教常任委員会。

議第 2 8 号、財産の取得については産業建設常任委員会。

議第 2 9 号、指定管理者の指定については総務文教常任委員会。

議第 3 0 号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については住民福祉常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 2 7 分 散会